

総務常任委員会  
決算・予算常任委員会総務分科会

(令和3年8月30日)

○ 山口智也委員長

皆様、おはようございます。

それでは、ただいまより総務常任委員会を開会いたしますので、事務局はインターネット中継を開始してください。

今回は、コロナ禍ということで、なるべく密を避けて、特に換気には注意を払っていきたいと思っております。また、理事者の皆様にもなるべく少人数でということをお願いしておりましたので、財政経営部はしようがないところがありますのであれですけれども、しっかりお互い密は避けてまいりたいと思っております。

また、なるべく、こういった時期でございますので、中身を凝縮して時間は短縮をしていきたい、予備日は使わずに木曜日までには終了していきたいと思っておりますので、皆様のご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、何点か申し上げたいと思います。

まず、所管事務調査報告書についてですけれども、7月に実施をしました休会中の所管事務調査、8分消防5分救急の現状及び消防隊・救急隊の活動についての報告書案を作成しましたので、会議用システムに配信をしております。ご確認をしていただきまして、修正等ご意見がある場合は、9月10日までに議会事務局までお知らせをいただきますようお願いいたします。

次に、審査順序に関してでございます。

県知事選挙の対応の都合で、会計管理室は2日目以降での出席となりますので、本日まで審査が進んだ場合には、その後の危機管理室以降の順番を繰り上げて審査を行うこととしますので、ご承知おきください。

次に、決算審査と予算審査を連動させるサイクルについてであります。

今定例月議会においては、決算審査と予算審査を連動させるサイクルの構築に向けた取組を実施することとなっております。ついては、決算審査において適宜、議員間討議を実施し、全体会審査に向けた論点の整理を行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、前年度の提言事項に関しましては、先般8月20日開催の決算常任委員会全体会において、理事者から進捗状況の報告があり、各分科会の決算審査においては、今後の取扱

いについての分類整理を行うこととされております。

また、会議用システムには、参考資料として、四日市市議会提言チェックシート、政策提言（前年度）に係る進捗状況をアップロードしております。関係する部局の決算審査時にはこちらの資料を参考にしながら、分科会としての分類整理を行いたいと思います。

次に、所管事務調査についてでございます。

今回の総務常任委員会の中で、所管事務調査を行うかどうかを確認したいと思います。実施について何かご意見をいただきたいと思いますが、休会中の審査については、事項書の最後のほうでまた後日確認をさせていただきたいと思いますが、今定例月議会の中で所管事務調査のご提案がある方はご発言いただければと思います。

特にございませんでしょうか。

(なし)

#### ○ 山口智也委員長

それでは、今回の議会の中では、なしとさせていただきたいと思います。

それでは、お待たせをいたしました。これより財政経営部に係る議案の審査に入ります。まず、部長よりご挨拶をいただきます。

#### ○ 荒木財政経営部長

改めまして、皆さんおはようございます。財政経営部、荒木でございます。どうぞよろしく申し上げます。

総務常任委員会のトップバッターということで、よい流れをつくっていきたいというふうに思います。一生懸命説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分

第5目 財政管理費

第7目 財産管理費

第23目 諸費中収納推進課、財政課関係部分

第2項 徴税費

第4款 衛生費

第4項 病院費

第8款 土木費

第7項 下水道費

第12款 公債費

第13款 予備費

桜財産区

#### ○ 山口智也委員長

それでは、議案第21号令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、財政経営部所管部分を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の請求を求めます。

#### ○ 廣田財政課長

財政課、廣田でございます。

タブレットのほうで追加資料の説明をさせていただきます。タブレットの左上のホームをお開きいただきまして、今日の会議内の総務常任委員会、分科会をお開きください。その中の002追加資料（財政経営部）、こちらをお開きください。

表紙目次から3ページ目をお開きください。3ページ目が、市債の残高と財政調整基金の残高、過去15年間の決算をグラフとしたものでございます。

主に市債につきましては、平成16年度に2480億円をピークに、ずっと減少の傾向が続いております。それから、財政調整基金の残高については、ちょっと過去35年間調べた限りでは、平成14年度に19億8900万円余りということで、20億円を切ったのが底であったかなというふうに調べております。

説明は以上でございます。

#### ○ 川尻財政経営部参事兼行財政改革課長

川尻でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、4ページ、5ページになります。統一的な基準による財務書類の作成についてということですが、市のほうは現金主義会計を取っておりまして、例えば土地を購入したという場合につきましても、土地についての振替伝票というのは発生いたしません。

では、どうやって発生主義会計の考え方による財務書類を作成しているのかということで、5ページのほうのフローチャートにさせていただきましたので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

一番左に支出伝票、収入伝票とありますけれども、これが財務会計システムによる伝票ということになります。

まず、この伝票につきまして、支出伝票のほうですけれども、これを支出科目によりまして、①にあります固定資産と費用、その下の50万円以上の備品、それからまた④になりますが、出資金、基金積立金、地方債償還金等のその他の資産・負債というものに分けまして、さらに1につきまして、インフラ資産、事業用資産で、残りを費用というふうに分類をさせていただいております。その上で、固定資産と50万円以上の備品、それと寄附や除却など支出を伴わない異動データ、これを合わせまして固定資産台帳のデータといたしております。

このデータと④のその他の資産・負債、それと財務会計の収入伝票、それから⑤の引当金や未収金等の非資金データ、こちらを⑥の財務書類作成ソフト、こちらのほうに入力いたしますと、その中で変換ルールに基づいて変換が行われまして、これに前年度までの繰越データ、蓄積されたデータを合わせて財務書類が作成されると、そのような流れになります。

私どものほうからの説明は以上です。

#### ○ 大森管財課長

管財課、大森です。よろしくお願いいたします。

資料6ページをご覧ください。

森委員から、配車管理の詳しい説明、仕組みについてと、A Iを活用した配車についてということで資料請求をいただきました。平成10年度から一元管理を行っておりまして、現在のシステムは平成22年度からとなっております。使用方法につきましては、各職員がパソコンで、下の画面の図の車両検索画面から予約を行っております。そして、地下1階の車両室で鍵の受け取りと返却を行っております。

また、A Iを使った配車管理システムにつきましては、現在、配送業務向けのシステムとして、配送に係る様々なコストを数値化し、配送計画をA Iで自動作成するというものがございます。ただ、公用車向けの配車管理システムに関する情報は現在得ておりませんが、今後もより効率的な車両の一元管理に向けて情報収集を行ってまいります。

続きまして、7ページをご覧ください。

森委員から、本町プラザ駐車場を廃止して、削減された、その前後が分かる資料ということで資料請求をいただきました。

平成30年度に駐車場が廃止され、それまでの経費は、表の平成27年度から平成29年度まででございます。本町プラザ駐車施設と本町プラザを一体的に管理しており、駐車施設の管理は、警備保安業務の2名のうち1名が兼務することにより実施しておりました。平成30年度から令和2年度までにつきましては、1名減となりました。そして入札により、年間1129万円の減額となったという資料でございます。

続きまして、資料8ページと9ページをご覧ください。

加納委員から、50件の実査の分かる資料ということで資料請求いただきました。

管財課が所管する普通財産約230件から、50件を調査したものの一覧でございます。5年間で調査をしております。約230件と「約」というふうに書かせていただきましたのは、年度により数字が若干変わるということで、「約」という形でつけさせていただいております。

9ページのほうには、点検表ということでつけさせていただいております。

確認内容といたしましては、不法占有物があるのか、また境界線があるのか、地目の適正かということで、確認のほうをさせていただいているというところでございます。

続きまして、資料10ページをご覧ください。

加納委員から、昨年度から冷房温度設定を28度から25度に変更したことによる光熱水費の状況が分かる資料ということで資料請求をいただきました。

1番といたしまして、本庁舎、総合会館、北館の年間の料金及び資料のほうを上げさせ

ていただいております。電気代につきましては、令和元年度と令和2年度と比較いたしますと、料金のほうはマイナスになっておりますが、使用量はプラスになっております。要因といたしましては、電力入札及び電気料金の燃料調整額が下がったことによるものでございます。

また、ガスにつきましても使用量が増えておりますが、料金が下がっております。これも、ガス料金の単位料金調整額が下がったことによるものでございます。

上下水道の料金につきましては、使用量の減は、トイレ改修の節電効果によるものでございます。

2番、本町プラザにつきましては、電気につきましては、料金、使用量ともに減っております。これは、LED化の効果と燃料の調整額が下がったことによるものというふうに考えております。

また、ガスにつきましては、使用量が下がっております。これは、冬場に工事を実施したということが原因かというふうに考えております。また、料金の減につきましては、単位料金調整額が下がっておるというところでございます。

上下水道につきましては、料金、使用量ともに少し増えておりますが、年度による差の範囲ということで考えております。

説明は以上でございます。

## ○ 村上財政経営部参事兼収納推進課長

収納推進課、村上でございます。

11ページの資料について説明をいたします。

三重地方税管理回収機構への負担金と徴収額について、設立の平成16年度から推移をとるところで資料を作成しております。

資料の説明に入ります前に、この資料に関連いたしまして、8月25日に資料の誤りがございましたので、おわびと訂正ということで提出させていただいております。

その内容につきましては、ここにも似たようなことがございますので、ご説明を申し上げます。

1番の表の下から2行目、令和2年度の右のほうに徴収額、合計（B）、ここに7151万8252円、これが書いてございます。ここの「71,518」の「8」を、既に提出の歳入資料につきましては、「516」というところで誤記をしてございました。「8」と「6」の見誤

りまたはチェック漏れというところでございました。以後このようなことがないように、しっかりと資料を作成してまいりたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

では、資料の説明に入ります。

1番、平成16年度～令和2年度までの負担金及び徴収額ということで、平成16年度から令和2年度まで書かせていただいております。

左の列につきましては負担金で、移管件数、均等割、処理件数割、徴収実績割という内訳に基づきまして、合計（A）ということで負担金を支出してございます。右の列につきましては徴収額ということで、本税の徴収額、延滞金の徴収額、合計（B）ということで表示させていただいております。一番右の列に行きましては、負担金A分の徴収額Bというところを割合で表示させていただいております。

令和2年度の行でご説明を申し上げます。

積算につきましては、大きな3番で、令和2年度負担金の算定というところがございしますので、それをご参照いただければと思っております。

まず、計算の基礎には、移管件数がございしますのでこれが55件、そして均等割、これ、1市町当たり10万円ということでございしますので10万円、処理件数割につきましては、1件14万円掛ける移管件数ということで770万円でございます。

徴収実績割につきましては、前々年度、つまり平成30年度の徴収額、これの10%というところで、枠を太く書かせてもらってございますが、平成30年度の徴収額、合計（B）のところにつきましては6963万358円、これの10%が、この令和2年度の徴収実績割ということで696万3000円ということになってございます。

そして、2番のほうで、参考といたしまして、機構設立にかかる負担金というところで、旧四日市市、旧楠町で負担をいたしました均等割、人口割について表記させていただいております。

説明は以上でございます。

## ○ 廣田財政課長

12ページ以降をご覧ください。

12ページが、新型コロナウイルス感染症対策に係る決算額の一覧に財源の内訳をつけたものでございます。もともと決算の概要の資料として、一番後ろの89ページから96ページ



まで決算額一覧を載せておったんですけれども、そこには、決算額と一般財源の額だけしかちょっと記載していなかったんですけれども、国県支出金の内訳を分かるようにということで追加資料の請求をいただきましたので、特定財源の欄として、国庫支出金、うち地方創生臨時交付金、次に県支出金、それからその他の特定財源ということで、財源内訳を分かるように一覧を作り直してまいりました。

一番最後のページの、19ページの一番下の行を見ていただきますと、最終的な総合計の額が分かるようになってございます。決算額が356億円のうち、国費が345億円入っていると、そういう一覧となっております。

説明は以上でございます。

#### ○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、追加資料の説明は以上となります。

それでは、1点だけ、質疑の前に少し確認させていただきたいと思います。

先ほど冒頭申し上げましたように、政策サイクルについてでございますけれども、分科会としましては、次期予算編成に向けて政策提言が必要と判断される事業等につきましては、議員間討議を行いまして、全体会審査に送るに当たって論点を整理する必要があると先ほど申し上げたところです。質疑の流れの中で、議員間討議も実施をしていきたいと思っておりますので、議会として意見していく必要があると判断される事業等がありましたら、議員間討議のご提案をお願いしたいと思います。

それでは、質疑に移らせていただきますけれども、まずは追加資料の分について、先行して質疑を行っていききたいと思います。

それでは、ご発言いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○ 森 康哲委員

資料ありがとうございました。

公共施設の適正化事業の中の維持管理コストの資料で、財務書類作成ソフトの流れ、こういうふうに乗っているんだよというのを、分かるように作っていただきましてありがとうございました。これを、今までのベースにして、より適正化に向けてコスト削減になってほしいなと思いますので、これについての質疑はこれまでとしたいと思います。

公用車管理システムなのですけれども、A I の活用はどうかというので、今の現状とこれからの見通しの資料を出していただきました。

今までの管理システムのやつだと、人的ミスもあったりして、例えば車検切れでそのまま乗っていたり、冬用タイヤのはめ替えの時期とか、そういうのがコンピューター任せでいくのと、またこれが、A I が入っていることによって柔軟性が出るというプラス面もあると思うので、よりよい、ミスが少ないソフトへ切り替えていけるように、調査をこれからもして行ってほしいと。今現在は導入していないということなので、全国的にそういう流れが出てくる風潮もあると思うので、アンテナを張っていただくということで、要望したいと思います。

○ 山口智也委員長

答弁はよろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員

答弁、もしあるんやったら。

○ 大森管財課長

委員からの資料請求もいただく中で、業者等にも新たに確認をさせていただいて、私どもが把握していない部分もございますので、その辺りもいろいろ今後、いろんなシステムも変わってくる可能性もございますので、その辺りに十分注意して進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

よろしくをお願いします。

本町プラザの駐車場のところのですけれども、以前の管理費よりかなり、1000万円以上削減されているのが読み取れています。

何が言いたいかというと、今、本町プラザには宝くじ売場のところの道路に駐車して問題になっているケースもあるので、そこら辺、本町プラザの駐車場があったところへの、もう一度見直しではないのですけれども、どのようにしたら安全対策が取れるのかというの

も検証していく必要があるのかなというのでお聞きしました。1000万円以上、これ、削減できている中で、安全的にはどうなのかなというところもあるので、その辺の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

#### ○ 大森管財課長

宝くじ売場につきましては、道路の前に、短時間ですけれども、宝くじを購入する方が止めておるといふ現状があるということで、先日私も現場のほうへ行かせていただいて、売場の方とお話をさせていただいて、必ず駐車場のほうへご案内するようお願いしたいという話もさせていただきました。また、宝くじ売場の右側に一応、ここは駐車禁止ですと、新丁ひろばのほうへ止めてくださいという掲示もさせていただいておるといふところがございます。

ただ、なかなか常連の方になると、常に置いていくというケースもございますので、宝くじ売場の本部のほうにもお話をさせていただいて、今後、できる限り駐車禁止の啓発のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○ 森 康哲委員

啓発もずっとやっていただいているのは分かっているんですけども、今、立体駐車場がなくなったところの活用というのは、どのように活用されているんですかね。

#### ○ 大森管財課長

今は思いやり駐車場が2台設置されておるといふ状況でございます。

#### ○ 森 康哲委員

思いやり駐車場の活用、どれぐらいの頻度で駐車されているのかとか、あまり目に見えて分からないものですから、そういうのを年間通して、もし活用が少し少ないのであれば、2台のところを1台にするとか、そういう工夫も必要になってくるのかなと。また、逆に、足りないのであれば増やす工夫も必要になるのかなと。その辺の今の使用状況をやはり把握しながら、一旦壊したからいいのではなくて、思いやり駐車場の現況というのを常に見ながらやる必要があると思うので、これ、決算なので、今後反映していく上でも少し調

査していただきたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○ 大森管財課長

思いやり駐車場の使用状況について、こちらのほうも少し調査して、どのような利用状況なのかというところを踏まえて、どういった活用ができるかというところを少し検討していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○ 山口智也委員長

それでは、他の委員の方、お願いいたします。

○ 加納康樹委員

資料請求させていただいたところで、まず、最初の4ページの書類云々のところをご説明をいただきましたので、これで了解をしました。ありがとうございます。

8ページのところの普通財産の一覧というところで詳細に示していただきました。これはこれで確認をさせていただくんですけど、ここから導いて、ぜひ問題提起というのか、ご意見も伺いたいんですが、市の財産を自治会等でご活用いただいているのはいいんですが、結果として偏りがあるということについて、何か疑問に思われませんかということなんです。もともとご要望があった、ないというのもあるんだと思うんですが、ぶっちゃけ話、地元話でいくと、コロナ禍で常磐地区に対して何も貸出しはしていないということになります。でも、地区によっては、いっぱい公民館等で提供しているのがあるという、この辺のアンバランスというのはどのようにお考えでしょうか。

○ 大森管財課長

どうしても普通財産となりますと、公共財産が使うことがなくなったような土地を普通財産という形で管財課が管理しておるといふ状況でございますので、なかなか地区にどうしても偏りが出てきておるといふところが現状なのかなというふうには思っております。

今後、そういう公共的な施設を考えていく上で、市全体の公共施設を考えていく上で、もしそういう土地がその地区で考えることが可能であれば、またいろいろ検討させていただくことも可能かとは思いますが、現状の管財課の所管する部分につきましては、申し訳ございません、このような状況になっているというところでございます。

## ○ 加納康樹委員

管財の課長としてはそれ以上言えないと思うんですけども、とはいえ、正直言って、常磐地区なんかでいくと、市が持っている土地なんてまあまあないから何も出せないというのも分かってはいるんですが、じゃ、それでいつまでもほったらかしでいいのかということだと私は思います。地区で何か建てたいんだけどもとにかくどうしようもないところと、市で何か提供できるんだというところは、そりゃ、しょうがないよねでほっておくべきことなのかなというのは非常に疑問に思っています。常磐地区内で何か、公会所なんか建てたいんだけどというところがあったときに、従来のしゃくし定規だけではなくて、何らか手助けをするという、そんなことも検討すべきではないかと思うんですが、いかが思われますでしょうか。

## ○ 荒木財政経営部長

財政経営部、荒木でございます。

委員からいただいた件に関しまして、やはりその地区のニーズを一番把握しておる市民文化部と共に一度協議して、どういったことができるのかというようなことも含めまして、一度協議させていただければというふうに思います。

## ○ 加納康樹委員

なかなかハードルが高いのは承知なのですが、ほったらかしではなくて、何ができるのかというところをぜひ、部長もおっしゃっていただきましたので、ご協議だけはぜひいただきたいと思います。

では、最後、私からお願いしたところでいくと、10ページの光熱水費の使用量についてということです。意外と金額的には収まっているので、結果オーライでよかったのかなとは思いますが。ただ、使用量としては全般、やはり当然のことですが、増える傾向にあるということが出ている。

結果はこれでいいんですけど、じゃ、これを行政としてどう判断するのかというコメントがやっぱり欲しいんです。職員の職場環境というのか、それがよくなったからこれは許容範囲なのか、それとも、結果オーライ、光熱費は下がっているけど、そのさじ加減ですよね。実際にエネルギーは使っているのは間違いない、従前と比べて。それと職員さん

の職場環境がちゃんとよくなっているということの評価というのはやはりすべきだと思うんですが、ここでは結果、私も結果だけしか求めていないので、こういうコメントになるのは仕方がないんですけど、やはり令和元年度、令和2年度でこれだけ違ったということに対しての評価というものは一言は頂きたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

#### ○ 大森管財課長

まず、金額ですけれども、燃料調整額ということで、例えば原油ですとか、その価格変動の部分を反映させた部分で値段、料金が下がっておるところでございますので、これは年度によってやっぱり増加したりするケースもございます。たまたま今年度は下がってきたというところがございます。

その辺りも見据えながら、非常に職場環境、涼しくなったという声も頂く中で、ただ、財政的にどうなのかというところもしっかり見ながら、料金とか金額とか、財政的な面も見ながら、今後も執務環境については検討していきたいというふうに思っております。

#### ○ 加納康樹委員

さっきと同じような問答になりますが、管財課長としてそうおっしゃっていただくのは当然のことです。

では、これまた部長あたりにお答えをいただかなくちゃ困ると思うんですが、この結果に関して評価ということ、要するに役所の中、働いていらっしゃる方々でこういうことを、ちゃんと結果を共有しているのか、どう評価をしているのかということ。もし現時点で、いや、別に何も評価していないというんだったら、やはり役所の皆さんで、結果こうなったということによかったねなのか、そういう評価は全職員で共有すべきだと思うんですが、いかがなものでしょうか。

#### ○ 荒木財政経営部長

まずもって、空調の運転に関しまして、25度に下げたということでございますが、まずこれ、きっかけといたしましては、コロナ禍において、やはりエレベーターが密になると。階段をもっと利用してくださいとか、そういった暑い時期に階段を利用するとか、執務環境もさることながら、そういったことがきっかけになってございます。したがって、現状では、まだコロナ禍ということもあって継続、この決算文書を見ますと、コロナの間、

当分の間というような断りもございます。したがいまして、コロナの結果、収束をしたときに、委員おっしゃられた評価、一定の期間、例えば3年なら3年、その収束後に、どういった今後対応を取っていくのかということも評価しながら対応していかなければならないというふうに、今現時点で考えてございます。

したがいまして、委員おっしゃられた、現時点で共有というのは、当然、二役の方には報告はしてございます。しかしながら、全部長にこういった報告を共有しておるかという、それはできていない状況ではございますが、そういった観点で、今後取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

### ○ 加納康樹委員

ぜひ、結果がこういうふうになっているんだということを共有していただくという部分と、コロナという発言も部長からもいただきましたが、一つのきっかけとして議会の一般質問——誰が質問したとは言いませんが——がきっかけになっているのも事実かと思えますので、場合によっては突き返してもらっても結構かと思えますし、ぜひぜひ最終的な評価はいずれかのタイミングでしていただきたいと思えます。

追加資料に関して、私は以上です。

### ○ 早川新平委員

関連で。

10ページの、今の電気、ガス、上下水道の使用量が増加したにもかかわらず料金が減少したのは、電力入札の結果及び燃料調整額の変動によるという部分で、今、28度から25度に変えて、結果としては普通やったら高くなる予定が下がっていました。こういう不確定な要素で、例えば節水でも節電でも一緒に、結果として市役所の営業努力というか、自分たちの努力にかかわらず、違うところで変動するというのが非常に不確定やなど、これを見てね。

普通やったら28度から25度に下げたんやから、電力はようけ要るよなど、消費をしているから電気代が高くなるよねというのが普通の流れじゃないですか。だけど、ただ結果としてよかったねではなしに、ここのところというのはどういうふうに考えているのかなど。理事者側はどういうふうに考えていますか。

○ 大森管財課長

どうしても、原油価格でありますとかそういう原因となるものが、高くなった、安くなったというところの部分でございますので、結果的に高くなっておる可能性もございます。その辺りを、今回下がったからよかったねではなくて、そこら辺、十分、金額等も見て、庁舎管理のほうを行っていきたいというふうに思っております。

○ 早川新平委員

これ、決算やで、結果として我々もこういうことを言わざるを得ないんだけど、先ほど加納委員の指摘の中でも、ある議員が言って、28度より25度のほうが市の職員さんの効率がいいから下げるべきやろうというところからスタートしているんやな。結果としてよかったねではなしに、ここの不確定要素のところというのをやっぱりもうちょっとやっていかんと、結果よかったね、頑張ったけど悪かったねということではなしに、やっぱりそれは比例関係にしていかなあかんと思うので、ちょっと考えてもらわないかなというのがあるのね。自分たちの力の及ばん範囲のところが変わっていくのは致し方ないかも分からんけれども、そのところもやはり、関連性というのは考えていかないと私は思うし、これを見ていてね。結果として下がったんやからよかったなど、結果オーライだけではあまりにも危険やなというふうに思っております。

次、8ページの普通財産の実査一覧で「貸付」ところがありますよね。ずっとほとんどみんな「貸付」で「有」で。この貸付けありというのは、金額的なものは全部発生しているのかな。

○ 大森管財課長

表に示させていただいております公会所等、こういったものは発生してはおりません。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

ということは、期限も当然ないということ。それとも自動的に更新とか、何もなければ……。

○ 大森管財課長



最長30年でございます。

○ 早川新平委員

分かりました。

貸付けありというところ、これ、無償なら無償とか、「あり」というと何か金額的に発生しておるのかなという誤解もあるので、多分、公会所とかいうところがみんな多いので、自治会で使っているところが多いのかなと推測するんだけど、貸付けありってなるとやっぱり有償が普通かなと思ったので、質問をさせていただきました。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

加納委員、早川委員に関連させてもらいますが、8ページの令和2年度普通財産土地の実査の件ですが、例えば29番からこれ、原野になってはいますがけれども、地籍のところの面積とか境界、実際現場へ行って確認されたと思うんだけど、当然、公図を基にした地籍の面積ですよ、平米数。ということは、明治初期の地籍の面積で、全く実際の面積と違うし、境界もはっきりしない状態で、どうやって実査して、これ、資料として出てきておるのかなと。

この中で、実際に測量したのはどれで、測量していない公図だけでいっておるのはどれなのかを含めて教えてください。

○ 大森管財課長

管財課が所管しております普通財産、たくさんございます。その中で、実際の面積、測量とかができていない部分もございます。その中で順次、測量のほうを進めておるところでございます。

現状、ご質問いただきました、どれが測量が済んでおって、どれが測量が済んでいないかということにつきましては、すみません、今、ちょっとすぐご回答できない状況でございますので、ちょっとお時間をいただければというふうに思っております。

○ 伊藤嗣也委員

残念ですね。測量したかどうかさえ分からない。これ、委員会に出てきておる資料であ

って、正確性が全くないということですよね。非常に残念なことだと。分かっておって出してきておるわけですね。

四日市市として、実際に測量等はやっていく気があるのかどうか。こういうデータを委員会に出してくるということで、そののところは教えていただけませんか。年間どれぐらい測量をやっておるのかとか、何件やっておるんかとか。

○ 大森管財課長

申し訳ございません。順次、できる範囲の中で予算を取ってやらせていただいておりますという状況でございます。

○ 伊藤嗣也委員

この程度にしますけど、最後に。結局、測量でちゃんとした面積を測らないと、売却もできないし、貸すこともできないわけですよ。つまり、持ったままで、売る気もなければ、貸す気もないということなのですよ、測量しないということは。

そのところをきちっと担当部局としてご理解いただいおかないと、財産を持っておって有効活用できないということになりますので、これは、今後きちっとやっていってほしいということで、要望としておきます。

以上です。

○ 森 康哲委員

10ページのところで関連でお願いしたいんですけども、部長の答弁で、階段を利用する、運動を推奨して、その分館内の温度を下げると。環境づくりとして重要な部分だと思います。この委員会の部屋も、換気しながら冷房ということで、後ろの窓、今、開いているから、ある程度温度が下げ止まりというか、少し暑いかなという程度でも冷房を回さざるを得ないと。コストがかかるのは分かります。

水曜日なんか定時で帰るように推奨している中で、今現在、新型コロナウイルス感染症対策室、11階とか、保健所とか、そういうところはやっぱり例外的につけてもらっておる部分があると思うんですね。そのほかの部署であっても、やはり同じで、特に、定時で帰れって言いながらつけることができないという部分が、健康管理、どのように考えているのか、一度聞いてみたいんですけども。

○ 大森管財課長

今、11階のほうで、エアコンのほうをつけさせていただいておりますのは、まずは、目的といたしましては、ワクチンが、外気が何度以上になると冷蔵庫自体が駄目ですというお話がございましたので、それで空調のほうをかけさせていただいておるというところがございます。

現在、平日は通常午後7時までの2時間延長、1時間延長のケースと2時間延長というケースはあるんですけども、日によってそれを決めておるというところがございます。

○ 森 康哲委員

水曜日の延長は考えないのかどうかをお聞きしているんですけど。

○ 大森管財課長

まず、基本的には休暇を取っていただくと、働き方改革ということで、今、役所全体として検討してやっておるという中で、まず、水曜日についてはノー残業デーというのを基本に、空調については午後5時までということできさせていただいておるというところがございます。

○ 森 康哲委員

基本は分かるんですよ。ただ、このコロナ禍の中で、特殊な部門だけではなくて、いろいろなところでやはり残業せざるを得ない、働き方改革の中でも、残って仕事をしている職員の方もみえるわけですよ。じゃ、その人の健康管理はどうなのか。そこはやはり、相反するところではあるにしても、議論していかなあかんのじゃないかなというところもあるので、考え方を聞いたんですけども、部長、どうですか。

○ 荒木財政経営部長

先ほどのご質問でございますが、やはりコロナ禍にありまして、一応ノー残業デーという制度を設けておるのは総務部当局、人事課でございますが、そちらのほうから、例えばコロナ禍で非常に多忙やということで、ノー残業デーについてはいつとき見直すと。例えば期間限定でというようなやり取りがございましたら、私どもは当然のことながら、職

場、執務環境、職員の福利厚生ということで、ほかの曜日、ウィークデーと一緒に、合わせた運用を行っていかざるを得んのかなというふうに思っています。そういうような考え方で今現在おります。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、総合会館の保健所なんかは、休日とかもストップしておるんですかね。

○ 大森管財課長

総合会館につきましては、貸し館業務を行っておるという関係上、市民の方が来館するということで、空調のほうをかけておるというところでございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

休日以外、例えば昨日も午後10時半頃、保健所に夜中に電話したら、つながったんですよ。職員、働いているんですよ。

冷房はつけているんですか、つけていないんですか。

○ 大森管財課長

日曜日につきましては午後5時までということになっております。

○ 森 康哲委員

昨日の夜も暑かったと思うんですけども、冷房のない中、職員は夜中も働いておると、現実的にね。それを聞いて、部長、どう思われますか。

○ 山口智也委員長

森委員の趣旨は、健康管理の上で、職員に対してどういうふうに全庁的にやっていくんだというご指摘だと思うので、その辺りを含めて答弁いただきたいと思います。

○ 荒木財政経営部長

おっしゃっていただいたように、職員の健康管理、これにつきましては、先ほどから再三申し上げますが、福利厚生という部分では、総務部人事課のほうが担っておるわけでございます。

私どもはそちらから、例えば実態、どこの部がどれだけ必要で、どれだけの間時間外をしておるといようなことについては、現在、ぼやっとしておるぐらいでしか把握できてございませんもんで、その辺は人事課等の要請と申しましようか必要性、そちらを判断いただいた上で、私どもについてはそれに対応していくということになるろうかと思えます。

以上でございます。

#### ○ 森 康哲委員

そうであるなら、あまりこの使用量で締めつけるような、労働基準法に沿ったことでもあると思うんですけれども、二面性があるわけですね。やはり節電していかなあかん、節制していかなあかんというところもあるけれども、健康管理に配慮もしていかなあかん、その両面をやはりしっかりコストに反映できるように考えていっていただきたいと思うので、一言申し上げました。

以上です。

#### ○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。

8ページのところなんですけど、先ほど最長30年ということが示されて、行政としては、多分自治会さんに法人化してもらいながら、無償で渡しつつということをして、行政財産の普通財産をただで貸すという状況を解消していこうというふうにしていくのかなというふうに想像はしているんですけれども、この想像で合っているのかどうかの確認をさせていただきたいんですが。

#### ○ 大森管財課長

自治会の法人化につきましては、市民文化部のほうで進めておるといところで聞いておりますので、その辺りがどのような形で進んでいくのか、特に今、なかなか難しい面があるという話もちょっとお聞きはしておりますが、もし法人化が進めば、普通財産を法人化した自治会のほうへという話にはなっていくのかなというふうに思っております。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

大体、想像しているとおりののかなと思うんですが、先ほどの加納委員の質疑に若干関連をさせていただいて、行政財産として持っている物が普通財産になって貸している物と、場合によっては、今の時代なかなかないのかもしれないんですけども、過去には、何らかの状況があって、集会場、公会所を建てるために行政が取得して貸しているというものもあるんですかね。そこを一回聞かせてください。

○ 大森管財課長

全庁的な部分は、ちょっと申し訳ございません、分からない部分がありますけど、管財課的には基本的には、管財課のほうに来るのは、行政財産で不要となった土地を管理するということですので、その辺り、知識のほうがちょっと不足しているというところで申し訳ございません。

○ 樋口龍馬委員

あくまで令和2年度の決算なのであまり昔のことを掘り下げてもしょうがないですから、この程度にとどめておきますが、もう一個、伊藤嗣也委員の指摘された部分の、いわゆる地籍の調査のことを言ってみえるんだと思うんですが、新たに境界を、例えば隣り合った民地の譲渡が行われるとか、何らかのタイミングで境界を新たに切っていくって、場合によっては行政財産についても画定していつている部分というものもあると思うんですが、それで画定しているところというのは、境界線全部ありのところは、もう基本的には画定しているというふうに理解していいんですかね。それって財政経営部で分かる話ですか。

○ 大森管財課長

委員おっしゃるように、何らかの動きがある場合は当然境界立会い等が行われますので、その際には管財課が所管しておる土地が接しておる場合であれば、境界立会いのほうに行って確認をさせていただくという行為は行っておりますが、全てそれがちゃんと確実にされておるのかというところにつきまして、少しちょっと確認のほうをさせていただく必要があるのかなというふうに思います。

## ○ 樋口龍馬委員

また確認しておいていただいて、どの部局からお答えをいただくべきものなのかというのも難しいところはあるかと思いますが、財産管理していく上では、境界立会いをすれば、もうそこに境界線が発生するわけで、境界線が固定されると、それはもう法務局のほうへ登録されて、面積のほうも確定されるというのが、たとえそれが自分たちの口証の面積と違う面積であっても、確認されてしまえば固まってくるものであるというふうに私は理解していますので、うまいこと面積が固まって行って、先ほど言っていた、自治会さんに例えば譲渡をかけていくというときに、境界が不明瞭であるがために財産が処分できないという状況にならないようにだけ、いざというときに固められるような準備だけはして行っていただきたいなということをお願いして終わります。

## ○ 早川新平委員

関連で。

8ページのところで、先ほど貸付けありのところで伺ったんだけど、これ、ほとんど公会所の敷地やと思うんやわね。公会所と書いてある以上、建物があるんやけど、その建物は、貸付けではないわけ。ここの見解だけ。

## ○ 大森管財課長

建物につきましては、地元のほうということになっております。

## ○ 早川新平委員

そうしたら、今樋口委員が指摘しておいたみたいに、30年というところの、最後の帰着先というか、必ず建物と土地がはっきりしておかんと非常に、自分たちの時代はええけれども、その後、処分するときって非常に困るときがあるんやわな。

だから、現実には公会所はもう老朽化してきて、直さな、壊さなあかんとかそういったところ、そこまでも、今樋口委員が指摘したように、令和2年度の決算やから関係ないというても、これはもう必ずついて回るので、多分これ、もう20年以上たっておるところの建物がいっぱいあると思うておるんやけど、そういったところも明確にはやっぱりしておいていかんと、問題を先送りにしておるみたいなのところがあるのでね、地元としては。そ

ういったところは考えてあげてほしいと思います。

特にさっきから話を聞いておると、市民文化部とかいろんなどころの話で、責任のなすり合いみたいになるのでね。大森さんがいつも言うように、議会事務局におつてもろうたときも、議員のほう全部横串を刺せやっつていつも言うておるのもよく分かつてもらつておると思うので、そういつたところも考えていただきたくお思います。

以上です。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。追加資料の分については、全部一通りやっつて、早川委員、財政調整基金の部分、よろしいでしょうか。

○ 早川新平委員

見せてもらったので、それは結構です。

○ 山口智也委員長

加納委員、三重地方税管理回収機構の件はよろしいでしょうか。

○ 加納康樹委員

大丈夫です。

○ 山口智也委員長

早川委員、コロナの国費の件についてはいかがでしょうか。

○ 早川新平委員

資料、ありがとうございます。

非常にこれ、皆さん努力されているけど、見て分かりにくいところがあるんやわな。だから、市単で何をやっつたかというつと、上下水道局の基本料金を無料にしてというのつが、新聞にも出たぐらいやから一番分かりやすいんやけれども、皆さん努力されていて、これが国費のものなのか市単でどれだけやっつているのかというところは、やっつぱりもつと僕は、市民の方に自信を持ってアピールできるつところはしてやればいとお思うんですよ。



市民の方は批判が多くて、ほかの自治体、特に桑名とか鈴鹿とか近隣の自治体と比較して、四日市はこうだよな、コロナのワクチンはどうだよなというのはよく聞くんだけど、水道料金の基本料を6か月無料にしたとかね。だから、自信を持ってやるところはやっぱりアピールはしなきゃいかんので、もっと誇りを持って、お隣の川越町と四日市だけが不交付団体ということもあるので、そういったことはどんどんアピールはしていただきたいと思います。

出すところによって、非常にやっぱり、資料を下さって言われたところも出し方が難しいので、これは感謝しているんですけども、できるだけ簡潔に、詳細なところまでではなくに大まかなところを、今後も、市民の方には分かりやすく、広報も含めてお願いをいたします。ありがとうございました。

以上です。

#### ○ 山口智也委員長

それでは、追加資料の分については、皆様、以上でよろしいでしょうか。

(なし)

#### ○ 山口智也委員長

それでは、追加資料は以上とさせていただきます、もう少し続けさせてもらってよろしいでしょうか。では、続けます。

それでは、続いて、追加資料以外の分、ご質疑があったらお願いしたいと思います。

#### ○ 樋口龍馬委員

よろしく申し上げます。主要施策実績報告書313ページ、桜財産区についてちょっと簡単に伺いたい。

ここで、四日市市文化まちづくり財団へ8万2000㎡余を貸し付けて、年額343万5000円余を貸付料として受け取っているんですが、ちょっとほかの貸付けの金額に対して、ぱっと見た感じ高く感じてしまうんですけど、これ、固定資産の評価額がそもそもここが高いのか、それとも、財産区に関しては市の評価額掛ける係数というのとちょっと枠が外れているのか、そのところ、ちょっと教えていただければよろしいですか。

○ 大森管財課長

申し訳ございません。今すぐ正確なご返答がちょっとできませんので、一度確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○ 山口智也委員長

この件はじゃ、留保でよろしいか。

○ 樋口龍馬委員

採決に影響が出る話ではないということ、じゃ、ここで改めて言わせていただいた上で、後日、算出根拠が固定資産評価額掛ける年額の係数があるじゃないですか。通常の普通財産の貸付け、自治会等に関するもの以外の。あれなんかもそうですよね、東芝さんの駐車場なんかも、同じような固定資産評価額に対して係数を掛けて出していると思うんです。そういうものに対して若干高く感じたもので、固定資産評価額がそもそも高い土地なのかなと思って聞かせていただいた。

もしそうでないならば、財産区ルールみたいなものがあるって、少し違う基準で貸付けを行っているのかというところを整理いただきたいということでございますので、決算の認定等に関わるものではございませんので、ぜひ確認をした上で、この資料の提出については影響がございませんので、後日でも結構でございますので、委員長のほうでご差配いただければと思います。

○ 山口智也委員長

それでは、大森課長、先ほどの資料について、後日準備をしていただきますようお願いいたします。

○ 大森管財課長

申し訳ございません。よろしくお願いたします。

○ 樋口龍馬委員

続いて、その隣の314ページで、桜財産区の管理会委員7名があって委員報酬が出てい

るんですけど、この方たちは何をしてくださっているんですかね。

○ 大森管財課長

桜財産区の運営、どういうふうに運営していくかとか、そういったことを決めていただいております。予算をどうやってしていくかと、そんなようなことをしていただいている委員の方でございます。

○ 樋口龍馬委員

どういう方たちが就任されてみえるんですか。

○ 大森管財課長

桜地区の方が就任していただいております。

○ 樋口龍馬委員

自治会の充て職みたいな感じになるんですか。

○ 大森管財課長

いや、自治会の充て職というよりも、特にそういうふうな話は聞いていないんですけれども、その地区のこれまでの過去の経緯という流れもある中で、決めていただいているのかなというふうに思っております。

○ 樋口龍馬委員

あんまり手を突っ込んで混ぜると難しそうなのでこの程度にしておきますけれども、どういう権限を持っているのかが分かりにくい委員会だなと。市が設置して、そこに対して委嘱をかけていっているものではなくて、選任されてきた方が就くということなんかとかというのがちょっと不透明に感じましたので、この件についても後刻で結構でございますから、どういう経緯で設置がされていて、どういう方たちがなっていて、例えば任期がどれだけでとか、会議を何回ぐらいやっていて議題が大体どんな感じかというのを、経年的に何年間分もとは言いませんもので、ざっくりこういうことを話し合ってもろうておるといふことが分かるようにしていただければと思います。

以上です。

○ 山口智也委員長

じゃ、先ほどの資料と併せてお願いしたいと思います。

それでは、他にご質疑ありましたらお願いいたします。

○ 加納康樹委員

まずお伺いしたいのは、どこのページというわけじゃないんですが、歳入決算全般のところでのコメントを改めていただきたいと思います。

何かというと、あっちにもこっちにも、歳入全般としては国民1人につき10万円を給付した特別定額給付金があったので最大の1602億円になりました、過去最大を大幅更新することになりましたという表現があっちやこっちや出てくるんですけど、では……。

○ 山口智也委員長

加納委員、歳入についてでしょうか。

○ 加納康樹委員

いえ、財政経営部の。

○ 山口智也委員長

歳入についてはまた後刻、会計管理室も入ったのときに、歳入の部分についてはやる予定ではおるんですが。

○ 加納康樹委員

いや、じゃ、ページ数でいくと、お伺いしたいのは、303決算常任委員会資料、部局別、財政経営部、その23分の3ページからということではよろしいですか。

○ 山口智也委員長

それなら大丈夫です。失礼しました。お願いします。

○ 加納康樹委員

そこから導いて、要するに10万円の特別給付金がなかったとした場合は、どのように決算概要を評価されるのでしょうか。

○ 廣田財政課長

定額給付金、市民1人につき10万円ということで、決算額が312億円ということで、通常の分析から大きく外れた決算額となってしまいますので、それを除きますと、普通であれば令和2年度というの、5月に体育館が完成して、国体の運動施設整備にその前の2年間ちょっとお金を使ってきたので決算規模、予算規模が多かったわけなのですが、そこから縮小して、1200億円台ちょっとぐらいに着地するのではないかなというふうにもともとは見ておったんですけれども、それに300億円以上コロナ対策の経費が加わってということで、コロナを除くと1200億円を若干切るような本来決算額であったのかなというふうに見ています。

○ 加納康樹委員

今課長さんおっしゃったけど、いやいや、1600億円から312億円を引いても、これは1300億円をちょっと切るぐらいにしか私には見えないんですけど。

○ 廣田財政課長

そうですね。10万円の定額給付金がありますので、それが312億円。ほかにも、独り親であるとか、国費の入ったものを含めて、先ほど追加資料でお出しいただいた分というのが365億円ほど、コロナ対策の決算額の一覧ということで出しておりますが、そちらを引いて、365を1600から引きますと1235億円ということで、もともと先ほど1200億円を若干切るんじゃないかなと見ておったというのは、コロナで、いろいろ始まる前の中期財政収支の見通しで、国体が終わったらこれぐらいの予算規模、決算規模になるんじゃないかなと思っていたのは、もともと1200億円を若干切るぐらいだと思っていたんですけれども、今、単純に差し引きしますと1230億円台ほどに、コロナの決算額、直接影響のあったものを除くと1230億円台になるという計算にはなります。

○ 加納康樹委員

まあまあそんなところかなと思うんですけど、ちょっと細かく見ると、国庫支出金はそんなことがありましたよということですけど、今回でいくと、その他でざくっとくられていますが、その中で、前年度と比べて上振れしている主なものが地方消費税交付金分、この増税の分が来たよというのも多分要因だと思うんですが、とはいうものの、それは別に地方消費税交付金分が増えるというのは、当然、従前から織り込み済みだったんですよ、これ。

#### ○ 廣田財政課長

地方消費税交付金は、国のほうで取った後地方に配られてくるタイムラグがありますので、そのタイムラグ分も含めて、率の増加分については最初から見込んでおりましたので、特に増えたことに対する驚きがあるわけではないです。

以上です。

#### ○ 加納康樹委員

分かりました。規模に関しての感覚として大体そんなものかなと思いましたので、そこまでオーケーです。

あと、ですから、資料でひもづけるなら、同じく303の23分の5ページの一番下のところに収納推進課のところで、これもいろんなところで出てはいますが、市税についてコロナの関係で徴収猶予があって前年度よりも0.2ポイント落ちましたよということで、収納率が0.2ポイント落ちたことがコロナの特例のこのように書いてあるけど、全部そうですか。

#### ○ 山口智也委員長

収納率。

#### ○ 村上財政経営部参事兼収納推進課長

ご質問は、収納率が下がったのがコロナの徴収猶予のせいだけかというご指摘をいただきました。

ここで、仮にでございしますが、コロナの猶予2億800万円余りを、これは実は、現年度の分として収入済みというふうに本来なところが、1年間猶予をしたがために、令和

2年度中に入らなかったということでございまして、これが実は入っておりましたら、現年度分の収納率は0.3ポイント増加の格好になっていたというところございまして、その額だけが増減に影響しているわけではないというところだと思っております。前年度と比べると、収納率は全部入っていたら上がっていたと。ところが、2億800万円が入らなかったから、結果、0.2ポイント下がったという格好になってございます。

#### ○ 加納康樹委員

分かりました。2億何がしの影響があったということが確認できたのでオーケーです。

あと最後に、すごく細かい話になるんですが、同じ資料、12、13、14ページあたりで、特に14ページから確認をしていきたいんですが、同じ収納率の向上云々のところで、下のほうに、累積滞納者対策事業費とか一般経費のところ、フェースシールドの購入で3278円とか、一番下、消毒ジェルで3691円とか、こんな細かいのがあって、その細かいのだけが全部県の支出金になっているんですけど、これはどういったわけなのでしょう。

#### ○ 村上財政経営部参事兼収納推進課長

資料14ページの事業費のところ、うち新型コロナウイルス感染症の対策事業費ということで、フェースシールド、消毒ジェルを書かせていただいております。

これは内数ということでございまして、その上の例えば累積滞納者対策事業費、これについては全額県の支出金を充当するというルールでございまして、そのうち執行したフェースシールド3278円も全額という充当になってございます。下の消毒ジェルにつきましても同様な形でございます。

#### ○ 加納康樹委員

ちょっとよく分からないんですけど、巻き替えようによっては別にこれ、もつともつと、3万円でも30万円でも購入ができたのか、一定のルールがあるから3000円分だけなのか。というのはどんな感じでしょうか。

#### ○ 廣田財政課長

財源の充当だけちょっとご説明しておきますと、県税徴収取扱委託金というのを県から頂いております、市県民税と併せて市のほうが取っておりますので、作業代として委託

金を県から頂いておりまして、そのお金は、2階の税3課のうち、固定資産税については県には関係ありませんので、資産税課は全部単費で経費を賄っているんですが、収納推進課と市民税課は頂いた分、事務経費に全て充当して行って、最後、足りない分については、ほかの、例えば証明書の発行手数料であるとか、そういうものを充当して賄っているという、県から頂いたお金の財源をコロナの買物についても充当をしているので、こういうふうに見えるというだけでございます。

○ 加納康樹委員

だから、見えるので、例えばじゃ、3278円でフェースシールドを何枚買ったとかいう、そういう性質のものではないということなんですか。

○ 村上財政経営部参事兼収納推進課長

14ページ、フェースシールドの購入ということでございますが、これは内訳といたしましては10枚ワンセットでございましたので、10枚分を購入した金額でございます。

○ 加納康樹委員

なるほど、そういうことなのですね。

実は12ページとか13ページにも、コロナ対策のものが明細でちょこちょこ出てきていますけど、それらのじゃ、例えばフェースシールドの購入単価等々は全部同じと見ておいてよろしいでしょうか。

○ 村上財政経営部参事兼収納推進課長

収納推進課のほうのフェースシールドにつきましては、日曜窓口というところで、アクリル板がない部分で市民と接するとのお話がございましたので、10枚原課で買ったということになってございます。

市民税課のほうにつきましては別の事由があって、申告の時期に大量に10枚以上買っていると思いますので、これも原課で買ってございますので、まとめて買ったから一緒の額とかというのではないというところと、購入単価、購入枚数が違ったというところはあると思います。



○ 加納康樹委員

細かい話はここまでにして、じゃ、例えば市役所の庁内で使うフェースシールドであったり消毒液だったりというものは、各課がそれぞればらばらで買ったということなんですか。どこかがどかっと購入してばらまいたというのではなく、各課が右往左往して調達したという、そういうことでいいんでしょうか。

○ 大森管財課長

基本、各課で使うものについては各課で購入していただくと。共有部分でありますとか庁舎全体として使うものであれば管財課のほうでご用意させていただいておると。例えば庁舎入り口の消毒、そういったものについては管財課のほうで購入しておるところでございます。

各課で窓口等に置いていただいておりますアクリル板、あれにつきましては管財課のほうで購入させていただいたというところでございます。

○ 加納康樹委員

なので、備品っぽいものはそうだと。消耗品に近いフェースシールド、消毒液、これは各課で、品薄のときには青い顔をしてひっかき集めたということでもいいんでしょうか。

○ 大森管財課長

基本的には各課のほうで購入のほうを進めていただく中で、全体としての部分につきましては管財課のほうで購入させていただいたというものでございます。

○ 荒木財政経営部長

ちょっと補足させていただきますと、危機管理室で、例えばこういった消毒液とかそんなのは、一括して寄附があったり、そんなのがあると受けるということになっています。

危機管理室のほうで、これは危機管理対策本部での話ですが、消毒液についてこれだけ頂いたのでどこへ配ろうと、今、各課で対応できないというような照会がございまして、そういったところに危機管理室のほうから回すといったこともやっておりました。

以上でございます。

## ○ 加納康樹委員

何かよく分からないんだなということが分かったのでいいです。

## ○ 山口智也委員長

ですので、危機管理室の部分で寄附などを受けた分についてはそれぞれの課に配分をしていただいたり、また、アクリル板など全庁的なものについては管財課でまた購入もしていただき、フェースシールドなど消耗品については、そういうような各課で使うものは各課で購入をしていただいたと、そういうことですね。

## ○ 早川新平委員

じゃ、これ、新型コロナウイルス感染症の影響で、県支出金でフェースシールドの購入って、ここにはきちっと出ておるんやわな。これは財政経営部が買った分だけしか出ていないということやね、先ほどの説明やと。例えば市民文化部でも、県支出金でこういうものを買っているわけでしょう、必要であったら。

今の説明やとみんなそうで、本来であれば我々、ここにおける総務常任委員会の委員は、まず財政経営部やからお金の流れというのが一目瞭然で分かるんかなと思ったけど、各課で、各部で買っているという説明みたいなもんやから、だから分からなくなるので、そこだけはっきりしてほしいな。

例えばフェースシールドが、じゃ、市民文化部で欲しいって言うたら、市民文化部でもこういうものが出てきておるという理解でええのかな。

## ○ 廣田財政課長

主要施策実績報告書に、コロナに関連する決算額については、コロナということに記載しながら書くようにということで、そういうふうに消耗品の購入までこのように細かく出しておるんですけども、財政経営部のほうは、県支出金が入っているのはあくまで県税の分の委託金で入っているだけで、ほかの各課は、もともと需用費の消耗品費で鉛筆を買ったりするためのお金がありますので、そちらで普通、鉛筆やノートを買うのと同じように、消毒液やフェースシールドが窓口、職場で必要とあらば、必要なタイミングでそれぞれ、市の一般財源で普通に買っていておるのが普通でございます。

○ 早川新平委員

今、廣田さんに言うてもらってちょっと分かったんやけど、ここに、あくまでも県支出金で消毒ジェルを購入したのと市単独のお金で買ったのとの違いやから、一括してこの消毒ジェルは県支出金で買ったのかは分かん。ただ、各部とか各課では、これでお金を使いましたよというので名目として出しているということだけで、そういう理解でよろしいですか。

○ 廣田財政課長

私ども財政経営部の窓口を持っている2階の税の職場での3000円のフェースシールドの購入とかも含めまして、財源の県支出金は一旦置いておきまして、必要なタイミングで必要な消耗品を買ったというやり方自体は全庁的に同じでございます。

○ 早川新平委員

分かったような分かんような。それでいいです。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、決算については、質疑は以上とさせていただきますよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

それでは、別段他にございませんので、質疑はこの程度といたします。

これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

別段ございませんので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

それでは、反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

それでは、議案第21号令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第23目諸費中収納推進課、財政課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第12款公債費、第13款予備費、桜財産区につきまして認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

続いて、全体会へ送るべきとする事項の確認を行います。

次年度の予算編成に向けて、特に議員間討議はございませんでしたけれども、この部分はなしとさせていただきますよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

それでは、それ以外で全体会へ送るべき事項がありましたらご提案いただきたいと思います

ます。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第23目諸費中収納推進課、財政課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第12款公債費、第13款予備費、桜財産区について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、一旦ここで休憩を短時間入れさせていただきます。次は、予算常任委員会に移らせていただきます。

休憩は、こちらの時計で午前11時40分とさせていただきます。

11：25 休憩

---

11：40 再開

○ 山口智也委員長

それでは、再開をさせていただきます。

残りの時間で補正予算、債務負担も含めて二つ内容があります。それから、終わってから報告事項が1件ございまして、これも含めて、午前中に終わらせていただきたいと思いますので、少しだけ午前12時を10分程度越えますけれども、ご協力をいただければと思います。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

議案第26号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第5目 財政管理費

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

第3条 地方債の補正

○ 山口智也委員長

それでは、これよりは議案第26号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財政管理費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）、第3条地方債の補正を議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行いたいと思います。

ご質疑がありましたら挙手にてご発言ください。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

すみません、タブレットの部分ですね。じゃ、事務局さん、お願いしたいと思います。

8月定例会議の本会議のフォルダーの中の補正予算（第6号）の参考資料を見ていただければと思います。

○ 廣田財政課長

本会議の資料の中の122番、8月補正予算参考資料（第6号）でございます。その一つ上の121番が予算書。参考資料は122番でございます。

○ 山口智也委員長

参考資料の下の、紙ページで言いますと4ページ、5ページと、それから26ページ、27ページ、ここが該当するページになります。公共施設適正化事業と公共施設包括管理業務導入支援委託費（債務負担行為）、これは先般の協議会でさせていただいた内容になります。

ご質疑がありましたらご発言いただきたいと思います。

特によろしいですか。なしということによろしいでしょうか。

（なし）

○ 山口智也委員長

それでは、質疑ございませんので、これより討論に移ります。

討論ございますでしょうか。

（なし）

○ 山口智也委員長

それでは、これより分科会としての採決を行いたいと思います。

全体会へ送るか否かは後ほどお諮りいたします。

それでは、簡易採決とさせていただきます。

議案第26号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財政管理費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）、第3条地方債の補正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。  
全体会送りの提案はございますか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第26号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財政管理費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）、第3条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、これよりは総務常任委員会といたしまして、市庁舎自家発電機更新工事設計業務委託についての報告を行っていただきます。

理事者の入替えをしていただきます。

それでは、報告事項として、市庁舎自家発電機更新工事設計業務委託について説明を受けたいと思います。

資料の説明をお願いします。

○ 大森管財課長

管財課の大森でございます。よろしくお願いいたします。

資料、市庁舎自家発電機更新工事設計業務委託についてでございます。

概要といたしまして、市庁舎地下1階に設置しております自家発電機（電算用）を更新するための設計業務委託でございます。昨年の委員会におきまして予算をお認めいただいておりますが、いろいろ検討するようということでご意見いただきましたので、少しご説明のほうをさせていただきます。



機器につきましては、資料、写真のほうをご覧くださいますと、自家発電機と発電機盤でございます。

#### ○ 山口智也委員長

資料の場所は、もう一度、タブレットから……。

#### ○ 大森管財課長

申し訳ございません。まず、タブレット画面左側のホームをお開きください。画面左上の今日の会議の中の総務常任委員会、分科会をお開きください。その中の003総務常任委員会資料（財政経営部）でございます。3ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

それでは、資料を説明させていただきます。

3ページをご覧ください。市庁舎自家発電機更新工事設計業務委託でございます。

市庁舎地下1階に設置しております自家発電機（電算用）でございますが、これを更新するための設計業務委託でございます。

昨年の委員会におきまして、予算はお認めいただきましたが、検討するよというご意見もいろいろいただきましたので、少しご説明のほうをさせていただきたいと思ひます。

対象の機器といたしましては、写真をつけさせていただいておりますが、自家発電機と発電機盤でございます。

現在の場所でございますが、市庁舎地下1階、車のスロープを下りていただいた東側のところに、写真の（2）の、扉の中が部屋になっておりまして、そこに今現在、発電機が設置されておるといふところでございます。

そして、自家発電機の更新工事といたしまして、161万2000円というふうな形になってございます。

それと、4ページのほうをご覧ください。

現在の雨水対策についてというところでございます。

これまでの状況といたしましては、設置から31年経過しておるといふところでございますが、まず、東海豪雨の際には、車の進入スロープのところに土のうを積み、雨水の浸入や浸水の被害はなかったといふところでございます。そして、東海豪雨以降の集中豪雨の際につきましても、土のうを積んで雨水の浸入を防ぎ、浸水の被害はこれまでになかったといふところでございます。

それと、③中心市街地の雨水対策というところでございますが、これまでいろいろ整備のほうを進めてまいりまして、平成22年度は中央通り貯留管が供用開始、また現在、浜田通り貯留管の整備を進めており、令和4年度供用開始予定という状況でございます。

それと、4番、現在の庁舎の雨水対策というところで、平成19年度に庁舎耐震工事に伴いまして、庁舎内に侵入してきた雨水をためることができるようになり、また、それをポンプアップして中央通りの下水道本管に流すことになるということでございます。

今回、現状の場所で更新工事を進めさせていただく上で、できる限り防水もできないかというところは検討していきたいと思っておりますが、このような形で進めさせていただいております。

ご報告は以上でございます。

#### ○ 山口智也委員長

前の委員会の際にいろいろご指摘はあったけれども、検討しましたけれども、検討の結果、やはり地下でさせていただくという今の説明でございました。

ご質疑がありましたらいただきたいと思えます。

#### ○ 加納康樹委員

委員長のほうで若干通訳してもらったので分からなくはないんですけど、前の委員会で、ストレートにどんないちゃもんがついたんですか。

#### ○ 大森管財課長

まず、地下というところで、例えば津波とか、そのときにはどうするのかと、その辺りをどう考えているのかと、検討していくようにというようなご意見を頂戴しました。

#### ○ 加納康樹委員

なので、検討はしたけれども、今日の資料で、大丈夫だったし、そもそも免震の工事を行ったときに排水ができるようになっているからあの場所で問題ないですよということをお示しいただいたのが、今日のご報告ということでもいいんでしょうか。

#### ○ 大森管財課長

そうでございます。

○ 加納康樹委員

分かりました。

○ 伊藤嗣也委員

確認だけ。外のかさ上げしてある発電機、あれ、電算用だと思うんですけど、これも電算用なんですか。

○ 大森管財課長

東側に設置させていただいております発電機、これにつきましては、津波対策用ということで、緊急時には電算用も使うことができるという形で、電算用は別途、今現在、地下に置いてあると。ただ、もしも緊急の際には、あそこの東側の発電機からも流すことができます。流して84時間もつことができるという形にはなっております。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、他にございませんので、本件についてはこの程度といたします。

これにて財政経営部所管部分の決算審査等を終了いたします。

午前については以上とさせていただきます。午後1時再開とさせていただきます。午後  
は総務部からスタートさせていただきます。よろしく申し上げます。

11:52 休憩

○ 山口智也委員長

では、ちょっと二、三分早いですけれども、皆さんお集まりですので、午後を再開させていただきたいと思います。

それでは、これより総務部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をいただきます。

○ 渡辺総務部長

総務部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

さきの27日の本会議におきましては、三重県知事選挙の先議におきまして議決を賜りまして誠にありがとうございました。重ねてお礼を申し上げます。

本日の議案につきましては、令和2年度の決算、それと補正予算（第6号）としまして、債務負担行為が3件、以上の内容でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それでは、議案第21号令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、総務部所管部分を議題といたします。

議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分

第2目 人事管理費

第3目 恩給及び退職年金費

第4目 文書広報費中総務課関係部分

第9目 計算記録管理費

第15目 人権推進費

第23目 諸費中総務課関係部分

第4項 選挙費

第5項 統計調査費

○ 山口智也委員長

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明を求めます。

○ 柴田人事課長

人事課の柴田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、決算常任委員会総務分科会、議案聴取会において請求いただきました資料の総務部分を順に説明させていただきます。

お手元のタブレット、総務常任委員会、分科会、006追加資料（総務部・選挙管理委員会事務局）をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

○ 山口智也委員長

ちょっとお待ちください。

それでは、よろしくお願いいたします。

○ 柴田人事課長

では、人事課に請求いただきました2項目について説明させていただきます。

資料31分の3ページ、加納委員からご請求いただきました職員数の表記についてでございます。

決算常任委員会資料3ページの職員数につきましては、令和3年4月現在の正職員の人数3083人を記載させていただいております。

一方、資料、令和2年度決算の概要、16ページの職員数につきましては、令和2年4月現在の正職員及び任期付職員の合計、その人数3119人と記載させていただいております。

このように、二つの資料において、まず1点、時点が異なっていること、また、2点目と

いたしまして、任期付職員の人数の算入のありなしにより人数が異なっておるところでございます。

続きまして、資料31分の4ページをお願いいたします。

森委員からご請求いただきました本庁舎におけるエアコン停止時の時間外勤務実績人数についてでございます。

令和2年度における勤務者数を時間外勤務実績から作成し、お示しさせていただくものでございます。

資料の見方でございますが、本庁に勤務する時間外勤務対象職員835人でございますので、例えば、6月であれば勤務日が22日ございましたので、835人掛ける22人、延べ1万8370人、そのうち平日時間外勤務を行った職員は7004人、その中でエアコンがオフになる19時15分を超えて勤務を行った職員数は4513人となっております。率でいいますれば、24.6%となっております。

また、休日につきましては、対象が8日間ございましたので、延べ6680人のうち勤務した職員数は306人、率でいいましたら4.6%となっております。同様に、7月、8月、9月及び4か月の合計の数字をお示しした資料でございます。4か月の平均を見ますと、平日については19時15分を超えて勤務した職員の割合は23.3%、休日につきましては、4.7%の職員が勤務しているという状況でございました。

人事課からの説明は以上でございます。

## ○ 太田調達契約課長

調達契約課、太田です。よろしくをお願いいたします。

私は引き続き、追加資料31分の5ページをご覧ください。

森委員から請求いただきました舗装工事における総合評価方式一般競争入札の状況についてまとめております。

まず、舗装工事に係る総合評価方式適用の経緯についてです。

平成29年度以前は、予定価格に基づいて決定する総合評価方式の実施対象とはせず、工事内容等に応じて抽出して総合評価方式で入札を行うものとしておりました。

平成30年度に、総合評価方式一般競争入札の発注基準の見直しを行っており、予定価格1億円以上の舗装工事について、総合評価方式一般競争入札を行うものとしております。

なお、予定価格1億円未満の工事についても、工事内容等に応じて抽出して総合評価方

式で入札を行うものとしております。

2として、対象案件ですが、発注基準の見直し前後3年ということで、平成27年度から令和2年度までの舗装工事に係る総合評価方式一般競争入札の一覧を掲載させていただきました。

平成27年度は案件がなしです。平成28年度、平成29年度が1件、平成30年度が3件、令和元年度4件、令和2年度5件、計14件実施しております。

また、令和2年度からは、技術提案チャレンジ型を試行しており、この表の一番下ですが、花川六名線舗装修繕工事、こちらでチャレンジ型を実施しております。

これは従来の総合評価方式に比べ、技術者要件等の配点を減らして技術力の配点を増やしたもので、従来の方式より入札参加者が増える結果となりました。

次ページ以降、6ページから19ページまで、この5ページの一覧表の入札明細をつけております。

次に、委員会資料20ページになります。31分の20です。

こちらと同じく森委員から資料請求いただいた過去5年分の救急車の購入における入札結果と他市との比較の資料です。

高規格救急自動車の入札結果及び他市の状況についてとまとめております。

1の表が本市の入札結果になります。

高規格救急自動車については2者を指名して入札を行っております。結果は各年とも日産プリンス三重販売株式会社が落札しております。

次に、2、他市の状況です。

県内4市と県外近隣3市における高規格救急自動車の取得価格とメーカー名を5年分記載しております。

こちらの表につきましては、1台当たりの価格を記載しております。

次に、21ページです。

加納委員から資料請求いただいたインターネットオークションで売却しました消防車両6台の入札結果です。

物件の名称、物件概要、落札価格、入札者数、落札者属性及び車両写真を掲載しております。

21ページから23ページで掲載しております。

内訳としては、21ページに救急普及啓発車として使用していましたシビリアン1台、水

難救助車であったキャラバン1台、22ページに、消防車であったランドクルーザー2台、23ページに消防車であったキャンター1台、小型動力ポンプ積載車であったトヨエース1台、計6台を記載しております。

調達契約課分の説明は以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

○ 中村検査室長

検査室長の中村でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、私のほうからは、工事成績評定書の部分開示についてご説明いたします。

同じくタブレット番号006の追加資料、31分の24ページから28ページをお願いいたします。

25ページ以降、28ページまでの資料につきましては、工事成績評定に関する様式となっておりますが、25ページの評定書につきましては、文字が少し見にくくなっておりますので、お手元に同じものをペーパーでご用意させてもらっていると思いますが、よろしいでしょうか。

24ページの本文のほうをご説明する前に、25ページ以降の様式について先に少しご説明いたします。

まず、25ページの様式……。

○ 山口智也委員長

中村さん、ちょっと待ってくださいね。

お手元に、皆さん、ありますかね。

○ 中村検査室長

このA3のペーパーってございますでしょうか。

(発言する者あり)



○ 山口智也委員長

ペーパーは配っていないと思うんですけど、データしかない。タブレットの中にありますので、それをちょっと拡大して見ていただけたらと思います。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

そうです、部分開示の。

○ 中村検査室長

25ページのほうは文字が非常に細かく書いてありまして見にくいかなと思ひまして、ちょっと拡大してお願いいたします。すみません。

この25ページのほうですが、これは工事成績評定書の様式であります。

今回土木工事の場合のほうをご用意させていただきました。

工事が完成しますと、検査職員のほうの評点であったりを記入いたしまして、必要なところを記入しまして表を作成するわけではありますが、この表のまず、ちょっと説明をさせていただきます。

左側のほうに、工事名であったり受注者名であったり、概要を書くんですけども、特にこの表の右側のほうは、監督職員と検査職員のそれぞれの評価を記載させようという部分になります。

今回、追加資料の請求がございましたけれども、特にこの黒ハッチの部分、こちらの部分、評点のほうということでご説明をさせていただきます。

まず、この評点を出すための基礎資料となるのが26ページ以降の表であります。これは考査評定というものです。26ページ以降の考査評定表、これは先ほどの評定書の項目ごとの数値を算出するための基礎となるものでございます。26ページと27ページは監督用、それから28ページは検査職員用となっております。

この工事の成績評定は、それぞれ監督員、検査職員がそれぞれ100点を持ち点としまして、監督職員であれば施工体制、施工管理、出来形、管理といったところ、検査職員であれば完成の状況ということでそれぞれ異なる項目について評定をいたします。

評定方法については、一つ例を出してご説明したいと思います。

工事成績評定書の右側部分、上のほうは監督職員、下のほうは検査職員のほうの評点にあります。

この監督職員の評定で一番上の項目が施工体制とあります。さらに三つの項目に分かれておりますが、例えばその一番上の現場代理人等とありますが、これについては、点数が右のほうをずっと見てもらいますと、0.6点、評点が12点となっております。この数値は、次の26ページの考査評定を基に算出をいたします。考査評定表を見ていただきますと、一番左の項目が施工体制のところ、その右の細目で一番上の現場代理人等というところがあるかと思えます。

さらに、これは右欄にありますように四つの着眼点に分かれています。

例えば、一番上の着眼点、工事全体の把握については、工事全体を把握し施工計画書により運営し連絡調整は書面でされていたかという着眼主旨に基づきまして、実際の工事過程でどうだったかを判断します。

判断基準は、この表の真ん中辺りにございます5段階評価で判断します。評価としては、普通であったということであれば、真ん中の0.6というところに丸印を記入します。配点が、10点中これは4点ですので、これに普通の評価の0.6というのを掛けまして、評定値としては2.4となると。現場代理人等の着眼点は全部で4項目ありますので、それぞれ評価したものを合計すると、評定値は6点となると。これを10で割り戻した数値の0.6が評定となるわけです。これに現場代理人の重要度20点を掛けた数値の12点が現場代理人等の評点となると。この評点0.6と12点が先ほどの工事成績評定書の右側の一番上の数値になります。

このように、算出して積み上げた結果、評定書右側にありますように、監督職員の評点が100点満点中60点、検査職員の評点が100点満点中60点ということになるわけです。これに考査比率を0.5掛けると、工事成績評定書左側の黒塗りの部分、これが監督職員30点、検査職員が30点となります。これを合計した60点、これが総評点数となって、これは市のホームページにも公表されることとなっております。

算出方法について少し説明が長くなりましたけれども、申し訳ございません。最初の24ページのほうへ戻っていただけますでしょうか。

工事成績評定書については、受注者以外の方、すなわち第三者から開示請求があった場合には、四日市市情報公開条例に基づく事務手続を踏んだ上で、部分開示、工事成績評定書に黒塗り部分が入った状態で開示をしております。

部分開示としている理由なんですけれども、工事成績評定書というものは検査に係る事務でありますので、第三者に対し、監督職員や検査職員が評価した細かい部分まで開示することで、ほかの工事の成績に関する要求、例えばライバル会社が開示請求した工事と同じような規模の工事を受注した場合に、あっちの工事成績の詳細を見たけど、現場代理人の評価が優秀となっていたなど。うちも同じように頑張っただけで工事したんやから同じように評価してもらわんと困るわなといったような、評価をする前の段階で職員に対して何らかの圧力がかかることが予想されます。そうしますと、事務事業の執行に当たって、正確な事実を反映できなくなるというおそれがございます。これは、（抜粋）ということで記載させてもらっています情報公開条例の第7条第2項第6号のアの部分に該当するものと判断しまして、こういった評価というのは非公開として取り扱っております。

一方、受注者から、工事成績評定書の請求があった場合には、開示請求という形を取らず、その要請に基づきまして情報提供という形で、この評定書の写しを、すなわち全部の項目が分かるような情報を提供しております。

その理由なんですけれども、もともとこの工事成績評定書というのは、受注者さんの育成指導というのを目的として作成しているというところもありますので、受注者さんからの要請があれば、積極的に情報提供をしているということがございます。

なお、要請に当たりましては、今後の社内の技術力向上を目的として、内部資料として利用するもので、社外には出しませんといったような文言をつけてもらって、受注者名の入った依頼文で受け付けて対応しております。

すみません。長くなりましたが、以上をもちまして、部分開示に関するご説明を終わります。

#### ○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

続いてお願いいたします。

#### ○ 林ICT戦略課長

ICT戦略課の林でございます。よろしくお願いいたします。

資料は続きまして、29ページをご覧ください。

こちらは加納委員から資料のご請求がありましたAI、RPA等を導入して、職員の業

務効率がどのように向上したかということについてご説明させていただきたいと思います。

まず、1番の令和2年度の導入実績ですが、導入したシステムが3種類ございまして、A Iを活用した議事録作成支援システム、それから行政事務用パソコンの操作を自動化しますR P A、そして紙の文書を電子化するA I－O C R、この三つのそれぞれについて右端に導入した所属数を記載してございます。

これらのシステムを職員が活用しまして、どのように業務効率が向上したかというのを事例を交えまして取りまとめたのが2番の内容になります。

まず、(1)でございます。

議事録作成支援システムの導入効果ですが、従来ですと、音声データを基に職員が文字起こしをしておりました。

ところが、このシステムの利用をすることによりまして、自動でテキスト化されますので、職員はテキスト化された文章を修正することに専念できるということから、大体従来の作業時間の半分程度が削減できているというふうに聞いております。

次に、(2)のR P Aの導入効果でございます。

これはパソコン上でのデータ入力や印刷処理など単純、反復の要素を持つ事務処理を職員がパソコンに張りつくことなく、自動でかつ確実に行ってくれるということから、入力作業はもちろんのこと、その後の内容チェックにもかける時間が削減されておまして、これも従来の作業時間の大体二、三割程度が削減できているというふうに聞いております。

最後に、3番のA I－O C Rでございます。

こちらは市民などから入手した紙の申請書やアンケートを職員がエクセル等に入力してデータ化するという作業をするんですが、これを機械が自動で行いますので、特に大量件数の紙文書を取り扱う場合には、短時間で電子化できる効果がありまして、手入力作業に比べまして時間削減が図られております。

ただし、紙文書の様式によっては、A Iが手書き文字を判断する精度が劣ることもございますので、文字変換後の確認作業などに逆に時間がかかってしまいまして、必ずしも時間削減につながるということはないんですが、そういった場合には、様式の見直しを行いながら実証実験を継続しているということでございます。

資料の説明は以上でございます。

## ○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局次長の鹿島でございます。よろしくお願いいたします。

資料は引き続き同じ資料の31分の30ページをご覧ください。

こちらは樋口龍馬委員からご請求いただきましたもので、投票環境向上に向けた検討状況についてと題して調整させていただきました。

資料の構成といたしましては、ご覧のページと次の2ページにわたり、近年多くの議員の皆様からご提案をいただいた内容4項目について、それぞれの検討状況、課題と、その結果としての方針に分けて記載をしております。

まず最初に、1、民間施設への期日前投票所の開設でございます。

(1) 検討状況としては、主に課題抽出となっております、記載のような課題を想定しております。

(2) 方針としては、商業施設への開設が実現すれば、選挙人の利便性向上、ひいては投票率の向上が期待できることもありまして、急な選挙にも対応できる施設でなければならないという解決が容易でない課題もありますけれども、解消策を探りながら積極的に取組を進めていきたいとしております。

次に、大きな2番、共通投票所でございます。

(1) 検討状況ですが、共通投票所とする施設としては、商業施設など多くの人が集まる場所が適当であろうと考えました。

また、課題はそちらに記載したとおりですが、一番の課題としては、黒ぼつ四つ目、二重投票防止策として、共通投票所を含む市内の全投票所をネットワークで結んだ場合に通信障害等の回線トラブルが発生すると、全ての投票所で投票ができない状況が発生する可能性があるといったことがございます。こうしたことから、(2)方針ですが、全投票所をネットワークで結ぶ場合、全投票所に及ぶトラブルが発生するリスクを負うこととなりますので、現在安定的に運用できている当日投票のやり方を変える決断をすることは非常に困難であるとしております。

ただ、当日投票と期日前投票という違いはあるものの、似たような効果が期待できます商業施設等への期日前投票所の開設に向けた取組、こちらのほうをまずは優先的に進めていきたいとしてございます。

次に、3、移動期日前投票所でございます。

ここで言いますところの移動期日前投票所とは、移動困難者への支援策として実施するものを想定しております、過疎地域などで投票所が統廃合され、新たな投票所が遠くな

ってしまった地域などに導入される事例があるように、対象の選挙人がいる場所に投票所のほうが近づいていくというような考え方になります。

(1) 検討状況、課題です。

移動困難者への支援策として実施する場合には、市内全域をカバーする必要がございます。選挙人の投票の公平性を確保するために、地域が偏らないようにするなど条件を整理する必要があること等です。

(2) 方針ですが、本市の規模で市内の至るところにみえる移動困難者を移動投票所を開設することでカバーしようとする、相当数の設置箇所が必要となります。数を絞った場合でも設置箇所の選定において公平性を保つことが難しいため、移動困難者への支援策には適さないという考えに至っております。

次に、大規模投票区の改善でございます。

(1) 検討状況、課題です。

根本的な改善策は大規模投票区を分割することであり、その場合には投票所として必要な条件を備えた施設を新たに選定する必要があります。しかし、このような施設がなかなか見つからないというような状況でございます。

(2) 方針です。

一番最近の投票区の分割は平成29年の衆院選のときですが、以降これまでに目立った混雑の報告は受けておりません。しかし、根本的な課題が解決したわけではございませんので、今後も該当区内に条件を満たす施設がないか継続して確認するとともに、投票に支障を来すような場合には、投票記載台の増設や投票所内の流れを2系統化するといった方策によりまして対処していきたいと考えてございます。

最後に、5番、その他でございますが、郵便等投票制度の対象者の拡大でございますとか期日前投票宣誓書・請求書の廃止などといったご意見もいただいておりますが、これらにつきましては、法律に規定される制度で本市独自の取組として実施することができないため、全国市区選挙管理委員会連合会等と連携し要望していきたいと考えてございます。

また、主権者教育の充実につきましては、引き続き市内の高等学校等への出前授業を行っていくとともに、近年、ほかの自治体で導入事例が見られるようになった路線バスを用いた移動期日前投票所、これを高校や大学に開設するといったことにつきましては、本市に適用した場合の効果等を事例を参考にして研究していきたいと思っております。

追加資料の説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に移っていきますけれども、先ほどと同じように、追加資料とそれ以外に分けさせていただこうと思いますので、まずは、追加資料の分について質疑を行っていきたいと思います。

それでは、順にお願いします。

森委員、お願いします。

○ 森 康哲委員

まず、追加資料で求めた資料と違うので、ちょっとお願いしたいんですけど、救急車の入札のところで、私が求めたのは、他市の事例として、比率、例えば、トヨタ車が6割、日産車が4割と、そういう比率が分かるような他市の状況というのは議案聴取会の折にも申しあげましたけれども、本市は20年間、1社でずっと来ていると。それは入札の金額だけではなくて、何か仕様で縛りがあって偏った入札になっているのではないかなというので、他市でそういうのが読み取れる、バランスよく入札が行われている、仕様が分かるような資料、それを求めたんですが、今回の中にはなかったもので、これでは審査できない。

○ 山口智也委員長

森委員、日産車とトヨタ車の比率ということでもいいんですよ。

○ 森 康哲委員

そうです。

それが、仕様によってバランスよく金額を含めて入札がされているのかなと、他市は。

○ 山口智也委員長

仕様はそれぞれの市町で異なると思うんですけども、それぞれの市町の仕様によって、例えば桑名市でしたら、この5年間ですと、日産車が1台、トヨタ車が2台ということで、仕様が違いますので……。

○ 森 康哲委員

金額だけではなくてね。

○ 山口智也委員長

仕様がどう違うかということですか。

○ 森 康哲委員

高規格の救急車でも、求める仕様書というのがそれぞれあると思うんですよ、市町によって。

○ 山口智也委員長

それぞれの仕様が分かる資料ということですか。

○ 森 康哲委員

そうです。それが分からないと、金額だけでは判断できないので。

○ 山口智也委員長

そこまでは、すみません、把握していなかったんですけども、仕様となると、そこまでは、どうですか、消防本部に確認しないと分かりませんか。総務部で分かりますか。

○ 太田調達契約課長

申し訳ありませんでした。

全ての他市の仕様までは確認できておりませんので、ちょっとまたお時間を頂いて確認させていただきたいと思います。

○ 森 康哲委員

これ、急に言い出したことではなくて、何年もこの件に関しては決算で資料請求もして通ってきておることなんです。だから、何対何という比率も、他市の事例ももらったことがあるんですが、仕様に関しては求めたことがなかったので、その部分がやはり知り



たいのと、そういうことなんですわ。

○ 山口智也委員長

そうすると、ここでは平成28年度から令和2年度の5年分ですけれども、それ全部、ここに出ている桑名、鈴鹿、津、伊勢、県外の三つがありますけど、全部ということですか。

○ 森 康哲委員

全てではなくて、例えば、桑名市においては、トヨタ車と日産車、おととしから日産車が入ったんですけれども、仕様でマフラーの位置がトヨタ車に有利な仕様になっていたと。

普通、バックドアに向いて排気ガスのマフラーがついているんですけれども、トヨタ車の場合は、オプションでサイドにすることができると。そうすると、バックドアを開けたときに、救急車の中に、室内に排気ガスが入らないと、そういう利点があるからそういう仕様を求めたのが桑名市だったんですが、それを外した。外したことによって日産車が採用されることになった。そういう経緯が桑名市の場合にありますので、そのような、逆のような、例えば四日市に日産車しか今のところ実績がないので、何かそういう仕様で縛りがあるのかなというのが分からないので、他市の事例でうまく、バランスよく、そういう車種が選定されている事例で読み取れるような資料を求めたんですけれども。

○ 山口智也委員長

そうすると、今、森委員のほうから桑名市の事例を紹介していただきましたけれども、桑名市の仕様という部分の資料で、よろしいですかね。

○ 森 康哲委員

桑名市は分かっているので、例えば鈴鹿市とか津市とか……。

○ 山口智也委員長

それって、そこまですみません、私も議案聴取会でしっかり聞き取ればよかったんですけれども、準備できますでしょうか。

○ 太田調達契約課長

仕様に関して、消防本部とも相談しながらということになるんですけれども、他市の資料に関して、今すぐは集めることができませんので、少しお時間を頂きたいと思います。

○ 森 康哲委員

今日出なくてもいいので、また後日でもいいので資料は下さい。

それともう一点あるんですが、工事検査のところで、黒塗りの部分の説明が少し不十分で、黒塗りの資料がないんですね。

評価するところが黒塗りになるという説明はいただいたんですけれども、実際に、誰がどの評価をしたかチェックができるような、議会として今はチェックはできないと。黒塗りで、誰がどのように評価したかというのができないので、そういうのを改善できるようなシステムづくりには、やはり生の黒塗りの資料が欲しいんですけど、業者名とかそういうのは要らないので、その評価される、実際に黒塗りのこの資料が欲しいんですわ。

○ 山口智也委員長

この25ページのものはサンプルですけれども、生の黒塗りのやつが欲しいということですか、同じ様式で。

○ 森 康哲委員

そうです。誰がどういう評価をしたかというのが、どの部分が黒塗りになっているのと。

○ 山口智也委員長

どの部分がというのは、25ページでいうと、右の端全部と左の一部に黒塗りがありますけれども、生の実際のものはどこがまだ黒塗りになるんでしょうか。実際のものって出せるんですか、実際に黒塗りしたものというのは。公開できるのか。

○ 森 康哲委員

ネット上で公開されていますよね。

○ 清水検査監

検査監の清水でございます。

森委員おっしゃるように、黒塗りというのは、これ、ちょっとサンプルになっていますけれども、この網かけがかかっているところが全て黒く塗られて開示されるというふうな形になります。ほかのところはそれぞれ業者名であるとか監督員の名前であるとか検査員の名前であるとかというのが入って、左側の下のほうに二つ60点、30点の評定が書いてあるところがありますけれども、その横のところに、この場合でいくと60点というふうな形のトータルの点数が表示されている。この表示された点数というのは、ホームページのほうで工事名、工事場所、この評価点数というのが一覧表として出されている、そういうような状況になっています。

○ 森 康哲委員

それを、生のやつを出せる範囲でいいので欲しいんですけども。

○ 清水検査監

すみません、生のといいますと、ちょっと業者名とかその辺りが出てきますので、例えば、どこそこの業者さんに、それ、こういった形で情報提供させてもらっていいかという確認を取らないと、こちらで勝手に出すというのは、ちょっと無理かなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○ 山口智也委員長

個別のケースというよりは、一般的に議論をちょっと進めていただきたいと思いますので、この点だけはこのサンプルでご容赦いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○ 森 康哲委員

先ほども申しましたが、目的は、市側の誰がどういう評価をしたかというのが議会でチェック、今できてないと、そこにありますので、この市側の問題だと思うんですよ。黒塗りになっているがために、職員がどういう評価をしたか、議会で今はチェックできてないのが問題であるなど。

○ 山口智也委員長

森委員、ちょっとお尋ねしますけれども、25ページの監督職員氏名、検査職員氏名とい

うのは、実際には公開されていると思うんですけども、25ページの左の部分の工期の下、職員の氏名が全部出ていますので、この人らがやってチェックしたということになるのかなと思いますけれども。

○ 森 康哲委員

一番右側が黒塗りで、我々は見られないんですよ。誰がというのは分かるにしても、点数をどう評価しているのか、適正かどうかというのが分からないじゃないですか。

○ 山口智也委員長

だから、それは個別の工事の点数になってくるので、それはこの場で資料としては出せないということだと思いますけれども。

○ 森 康哲委員

何が言いたいというと、実際の黒塗りの状態を見たいだけで、個別のやつを見たいわけではないんです。

○ 山口智也委員長

ですので、黒塗りはもうこれそのものですね。黒塗りにしてある場所というのはもうこれ、サンプルも生のものも一緒だと思います。要するに、右の黒塗りにある0.6とか12とか評点は全部隠れていますけれども、今回これを出していただいているということやと思いますけれども。

○ 森 康哲委員

じゃ、これ以上出ないということですね。

○ 山口智也委員長

はい。

○ 森 康哲委員

分かりました。

じゃ、質疑でいいですか。

○ 山口智也委員長

どうぞ。

森委員、またごめんなさい、質疑の前に、先ほどの消防車の件については、後日資料を準備していただいて、これはまた認定に関わるという理解でよろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員

救急車のことに関しては、今限りではないと思いますので、今回は資料は間に合わないということでしたとしますけれども、後日頂いて今後につないでいけるようにしていきたいと思いますので、資料をお願いします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

そうしたら、救急車の件については、後日、資料をきっちり整えていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

森委員、続けてください。

○ 森 康哲委員

本庁舎における時間外勤務の資料、ありがとうございました。

6月、7月、8月、9月と4か月間のどういう勤務であるか、残業をどれぐらいしているかというのを出示していただきましたが、これ、確認なんですけど、管理職は除いてますよね、時間外勤務。

○ 柴田人事課長

時間外勤務の対象者ということですので、管理職は除いておるというところでございます。

○ 森 康哲委員

ということは、当然この数字よりは多くなるというのは想定、読み取れるんですけど

も、それを踏まえて割合を見ても、23%、22%、24%と、かなりの職員が残業を午後7時15分以降、残って残業しているのが分かります。

その中で、夏季は特にコロナ禍の中、温度調整も難しい。今でも窓を開けながら冷房を効かせている。そういう中での勤務になっているのが日常です。何が言いたいかというと、やはり空調管理自体は、時間外、特に水曜日、働き方改革で帰らなさいと求めているにもかかわらず、残らざるを得ない職員もおるわけですから、中には。そういうところへの健康管理というところを見ると、やはり両面あると。働き方改革も大事、健康管理も大事、その辺のところをやはり議論しながら進めるべきだと思いますので、特に人事課にお願いしたいのは、職員の声も聞いていただきたいな。これは要望にとどめます。よろしく申し上げます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

○ 森 康哲委員

続けていいですか。

○ 山口智也委員長

この件については、先ほども森委員が財政の面でも職員の体調管理というところを訴えておられましたので、全庁的な取組として捉えていただきたいと思います。

森委員、お願いします。

○ 森 康哲委員

31分の5の資料、ありがとうございました。

これを見ていただくのと、その後の入札明細のやつをご覧いただくと、例えば31分の6ページを見ていただくと、6者入札している中で、入札金額というのは全て同じなんです。どこで評価が決まるかというと、技術評価点、ここで差が出ると。この技術評価点の中に議案聴取会するときにも申しました同種工事、このポイントが高いので、ここのポイントを得るには実績がないとできない。そうすると、平成30年度以降に総合評価の工事の金額が5000万円から1億円に上がった。5000万円のときの実績というのが、みんなイコールと。

1億円の工事の評価は誰もついていない時期にスタートしたため、最初にとった2者が順繰り順繰り、これを見ていただくと分かるように2者しかないんですよ、落札者。そんな状態が起こっていると、平成30年度、令和元年度、令和2年度と。これはやはり公平な入札ではないなというのが読み取れるので、この辺の説明をもう一度、特に同種工事というところのポイントについて、説明をお願いします。

## ○ 太田調達契約課長

おっしゃるとおり、平成28年度からアイトム建設さんと福道建設さんの2者が落札されているという状況にはあるんですけども、同種工事、類似工事ですけれども、技術評価点の一部の点数として評価をさせていただいております。大きなポイントとなってくるのは、技術提案のところでは大きな点数がついてくるという形にはなっております。

ただ、森委員おっしゃるように、類似工事があるなしで今までの総合評価に関しては会社の実績と技術者の実績という形で点数をつけておりますので、そのところについても点数差が開く形にはなっております。

そこで、今、その辺に関して差がつかないような形の入札の仕方というのを考えるということで、令和2年度の技術提案チャレンジ型、これによって、実績による差がなるべくつかないような形で、今総合評価に関しても、一部の入札ですけれども、試行させていただいているというような状態です。

技術提案チャレンジ型でいきますと、実績に関して、会社の実績は1点にして技術者の実績をなくすというような形で配点しております。それによって技術提案の配点がかなり高くなっておりますので、いかに高い技術提案をしていただくか、こちらで落札者が決まるような形となっております。ですので、表の一番下、花川六名線の舗装工事ですけれども、入札結果をご覧くださいと、19ページになりますけれども、アイトム建設さんと丸谷建設さんが評価値が並んでおります。結果としては、今までどおりの2者に該当するアイトム建設さんが落札はされたんですけども、それ以外の業者さんも評価値で並んで、くじで落札が決定したという形になっております。

こういった形で、技術提案チャレンジ型に関しましては、入札参加者に関しても、大分減ってきたものが増えてはおりますので、こういった方法を活用して参加者を増やしていきたいというふうに考えております。

○ 森 康哲委員

市民から見て公平で、やはり安全に工事を行っていただけるような入札になるようにしなければならぬと思うんですね。よりよい入札になるように、我々も一緒に協力して考えていきたいと思っておりますので、たしか委員長、これ、所管事務調査でも取り上げていただけたらと思っておりますので、今日はここまでにとどめたいと思っております。

○ 山口智也委員長

今、森委員からお話がありましたように、この件については、委員会として、また、実際にここらの2者が順繰り順繰りでというところが実際にありまして、ただ、今お話がありました技術提案チャレンジ型というところも新たな取組としてあるということも、今回は評価をさせていただいておりますけれども、しっかりこの辺りは委員会としてももう一度また勉強していきたいと思っておりますので、改めて休会中にさせていただくと思っておりますので、よろしく願いいたします。

森委員、続けてお願いいたします。

○ 森 康哲委員

救急車の入札のところで、読み取れる範囲で質疑したいと思います。

まず、令和2年度、令和元年度の本市の入札結果を見ると、いずれも、平成29年度も平成28年度もそうですね、日産プリンス三重販売と。これは値段で決めると思うんですけれども、これを総合評価みたいに、いろいろな項目で判断するような入札というのは考えられないですかね。

○ 太田調達契約課長

今、高規格救急自動車の入札に関して総合評価でできないかということですが、総合評価ですと、価格だけではなくて技術的なところの評価ということになってきますので、車の購入というところで技術提案とかその辺をどういうふうにしていただくのかということもポイントになってきますので、ちょっと検討をしていかなければならないかと思っております。

○ 森 康哲委員



これを見ると、多くて1年に3台、ないときもありますので、それぐらいの入札の頻度であれば、丁寧な入札というのはできるはずだと思います。ぜひ値段だけではなくて、いろいろなところで評価できるようにして、市民に分かりやすく、やはり20年も偏ったメーカーの救急車ばかりあるというのも不自然に見える。どうしてもやっぱりうがった目で見ると市民もみえますので、ちゃんと説明できるように、こういう評価をしたんだよと市は説明する責任はあると思います。ぜひ前向きに入札方法を変えていただきたいと思います。コメントをお願いします。

#### ○ 太田調達契約課長

入札方法ですけれども、現在、高規格救急自動車に関しては日産とトヨタどちらかしか納車できないということで、ですので、仕様の中でどういうふうなものを求めていくかということで決まってくるかと思っておりますので、どういったものを求めるのがいいのか、その辺はちょっと消防本部とも相談しながら決めていきたいと思っております。

#### ○ 森 康哲委員

よろしくをお願いします。

最後にこの評価のところでいいですか。

#### ○ 山口智也委員長

評価、何ページでしたっけ。

#### ○ 森 康哲委員

31分の25ページ、黒塗りのところですね。

先ほども申しましたように、誰がどういう評価をしたか、これ、業者さんにではなくて、市民に対して公平な審査をちゃんとしているかどうか議会はチェックする必要があると考えています。やはり市職員である以上、感性の部分というのも当然出てくると思います。その部分が業者さんにとってはプラスマイナス、大きな開きになる場合もありますので、議会はその辺のチェックもできるように、どういうふうにチェックできるかは今後議論する必要はあると思うんですけれども、全てを開示せよとは言いません。ただ、チェックできる機能は議会の中にありますので、その辺どういうふうに行うのかやはり考えていく

べきだと思うので、考え方だけちょっとお願いしたいんですけども。

#### ○ 中村検査室長

工事成績評定制度については議会でご審議いただくということであれば、例えば個別具体的な案件であれば、個人情報とか法人情報、こういったところに一定の配慮は必要だとは思いますが、議会に対してそういった資料をご提供させていただいてご審議いただくということは、全て開示等できないところはあると思うんですけども、可能だとは考えております。

#### ○ 樋口龍馬委員

関連。よろしくお願いします。

今の森委員の25ページのところの話なんですけど、これ、検査された対象の事業者さんはもちろん全てを見るわけですよ。その中で不服の申立てというのはあると思うんですよ。要は検査しに来た方の知識とその事業者さんの持っている知識の部分で相違があるって話、私も以前聞いたことがあるんですわ。

例えば、鉄筋にさびが出ておるもので、鉄筋を全部油で吹き上げたものに替えてくれと。だけど、鉄筋はさびで強くなるんやみたいな話もあったりして、その中で、そこから塗料を塗ってコンクリートで固めていく中でしっかり構造の維持ができるんだけれども、市の検査のほうで蹴られたもので全部造り直して非常に無駄になったし、構造的にかえってもろい部分が出てしまったという話を私も聞いたことがあるんですわ。

そういう不服の申立てをしてきたときに、行政がどう受け止めるかということのほうが、議会も素人の集まりなので、議会が見るというより、不服・異議申立てをしてきたときに、どういうふうな角度の知見で捉まえて、業者さんの言っていることが適正であるか否かということを見極めていくことのほうがより重要なのかなと私は今の議論を聞いていて思ったんですけど、不服の申立てがあることはないんですか、異議とか、この点数に対して。

#### ○ 中村検査室長

過去には、そういった不服申立てというのは、確かに数は少ないですけども、申立てがあったということは過去には例はございます。その際、どうしてもやっぱり不服ということで、点数が納得いかないということであれば、双方がもう一度お話しをして、やっ

ぱりこれはうちのほうで評点を間違っていたなということであれば評点の見直しをかけているというパターンも1度ですけれどもございました。やっぱりこれはこういうことだからこういう点数になったんだよという説明をさせてもらって納得したというケースもございます。いろいろ不服申立ては当然ございますけれども、それに対してきちっと双方が歩み寄ってもう一度話をするという場を設けてございます。

#### ○ 樋口龍馬委員

場合によっては、その専門的知見が第三者的な目線で入れられるような状況も整備するなどして、その不服や異議が私はすなわち駄目だとは思わないんです。市職員の持っている技術、知識が絶対に100点じゃないということもあるんでしょうし、業者側ももしかしたら誤った知識でやっている場合もないとは言えないので、そこを補完できるような専門的知見に基づいてきっちりと評価できる、やり直しができるような環境整備ということは現状であるというふうに認識したらよろしいですか。

#### ○ 中村検査室長

そのような場を設けているということで、我々はそういう、きちっと再び審議するというか、検査室と監督の工事担当課も、業者さんも全て含めて、そういった場を設けていますので、そういったところがあるというふうに認識しております。

#### ○ 樋口龍馬委員

じゃ、最後、お願いですわ。

あいつらは物を知らんわ、もう四日市の仕事なんか受けるかって言われたことも私も過去にはあるので、そういうことがないように、今言っていたように、きっちり改めて点数を評定し直すようなことができるという環境を、門を広げてやっていただきたいということを強くお願いして終わります。

#### ○ 山口智也委員長

中村検査室長にちょっとお尋ね、確認ですけれども、当然、大前提として、この資料の24ページの中段にございますけれども、評価、評点については、考査評定判断基準に基づき評定を行っている、これが大前提であるということは、答弁になかったものですから、

改めてその点だけは答弁いただければと思います。

○ 中村検査室長

先ほど、この資料にもご用意させてもらっていますように、特に後半の部分、26ページ、27ページ、検査員はきちっとこれに基づいて、あくまでもこれは一つの基準ですけれども、本当に100%誰が監督員として点数をつけても同じ点数になるということはないですけれども、ある程度一つの定規として、こういったものは基準を設けて、皆さん、きちっとつけてもらっているものと考えております。

もし、検査側から見て、この書類でこの点数はないかと違うかとか、そういったところも確かに、完成書類が上がってくると見受けられる場合がございますので、それはもう一度戻して、これは考え直せということはきちっと我々のほうでチェックはさせてもらっていますので、基本的にはまずこの考査評定判断基準に基づいて評価しているということは認識させてもらっています。

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

先に、どちら。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

関連で。

○ 森 康哲委員

今樋口龍馬委員がお話しされたのは評価が悪かった場合の話だと思うんですけども、逆によかった場合、よ過ぎた場合の救済策というのがないんですよね。どう見ても工事とその評価、点数が合わないのは、悪いのは確かに不服申立てで救済策があるんですけども、よ過ぎると、これは優良工事者表彰の対象になって、さらにまたポイントが加点になってしまう。ほかの業者さんからやはりおかしいやろうという声が出る評価もあるわけで

す。その辺、救済できるような策ってあるんでしょうか。

#### ○ 中村検査室長

森委員からは先ほどの樋口委員とは逆のパターンのいい成績の場合、この点数が本当にいいのかということで、それが本当に正しいかどうかという評価を誰がチェックするんやということですが、これも同じでありまして、現実、非常に高い点数を、これ、つけ過ぎじゃないかというようなものが検査室に完成図書として上がってきます。これは絶対、こんな点にはならんやろうというのも確かにまれではありますけれども、出てきますので、それはもう一度我々がこういう意味で、これは0.8じゃなく0.6じゃないのかとかいうのをもう一度原課に投げかけて、もう一度考え直させて、場合によっては評点を下げるということもさせてもらっています。ですので、そういった意味でも、悪い点数でもいい点数でも両方チェックはかけているというところが現状でございます。

以上です。

#### ○ 森 康哲委員

言葉では分かるんだけど、やはり議会としてそれが読み取れない。チェックもできなければ、そういう資料すらない状態だと思うので、もしそういうケースがあるのであれば、大多数黒塗りでもいいので、こういうケースがありましたというのを、もし資料として出せるのであれば、後日でもいいのでお願いしたいんですけど。こういうケースがありましたと。生のやつじゃなくてもいいです。

#### ○ 中村検査室長

そういったケースって非常にまれなんですけれども、ちょっと探してみて、その基となる点数が何で、その後どうなったかという、その基の点数が何点だったかというのはちょっと出ないんですけれども、例えば評価、評点が下がったとか、高いものを下げたとかというのは、ちょっと名前とかは伏せるかもしれませんが、出せるものがあれば出したいと思いますので、ちょっとすぐにはというわけにはいきませんが、出せると思います。

以上です。

#### ○ 山口智也委員長

また後日で結構でしょうか。

○ 森 康哲委員

はい。

○ 山口智也委員長

伊藤委員、お待たせしました。

○ 伊藤嗣也委員

同じく関連させてください、樋口委員と森委員、25ページですけれども。

非常に大事なことをいろいろとご質問させていただいているのかなと思いますが、工事成績評定、これ、非常に大事な、今回土木の関係ですけれども、例えばですけれども、監督職員の意見とあるんですけれども、監督職員というのはどういう業務をするんですか、市役所の。

○ 中村検査室長

伊藤委員から、監督員の意見というところで、監督員がどういう業務に携わっているかということですが、この評定に関してでございますか。評定に関する内容ということですか。

○ 伊藤嗣也委員

この市役所の中で、要は土木工事を監督する職員がいて、その人間が監督職員として監督するわけですね。職務の内容を伺っています、どういう資格をっておるのかも含めて。

○ 山口智也委員長

ここにある監督職員はどのような役割かということですね。

○ 伊藤嗣也委員

要は、ああいうことを言われたので、もう少し言いますが、全くの事務方のど素人が

できるわけないんですよ。だから、四日市としてどうなんですかって聞いています。

○ 山口智也委員長

どういう役割の方がどういう役割を果たすか。専門家がされるのかと思いますけど、どういった方がこの任務をされているんでしょうか。

○ 中村検査室長

この土木工事に関しましては、例えば土木系の高校を卒業している、大学を卒業している方が、当然技師として市役所に入って、例えば道路工事であれば、その道路工事に関する、発注された工事を担当して、工事の施工管理等を見ながら、最終的にこういう評点をしていくんですけども、最終的にはそういった工事をつくり上げて、業者さんと共につくり上げていくという業務になるかと思いますが。

○ 伊藤嗣也委員

そうしますと、監督職員は、全て土木系の学校を出てきて、施工管理であったり、様々な資格等は持っておるという前提の人が監督職員として従事するという理解でいいわけですね。

○ 中村検査室長

例えば1級土木施工管理技士とかというような土木の資格を持っている人もいれば、持っていない人もいます。そういった資格がないといけないということではないんですけども、そういった大学とか高校を出ていらっしゃる職員が基本的にはこちらの監督職員になります。事務方ではございません。

○ 伊藤嗣也委員

分かりました。そういうのを勉強してきたということで、資格は持っておらんでもいいと。そういう人がこのような評定をするということですね、1点、分かりました。

それから、その監督職員は、当然工事というのは朝から夕方5時ぐらいまでやると思うんですけども、工事の期間、毎日ついているんですね、現場に。要は、現場監督というのは、監督というのは、時々行ったのでは分かりませんからね。その体制はどうなんです

か。

### ○ 山口智也委員長

いわゆる一般的な現場でおられる現場監督さんというのと、ここで言う監督職員というのは、伊藤委員、その辺は。

### ○ 伊藤嗣也委員

結局、受注した企業は現場代理人というのを常駐させなあかんわけですよ、資格を持っておる人間を。それはもう当たり前のことですよ。しかし、この工事成績評定書の項目を見ると、こんなの毎日現場へ行って朝から晩までおらないと書けないわけですよ。採点できない内容になっておるんですよ、時々行ったのでは。それでよく現場で見ると、市の職員はヘルメットもかぶっていないし安全靴も履いていない。そんな状態で現場に立っている人が多いんですよ、私の見る限りですよ。そういった状態できちっとした施工管理、監督職員として、こういう企業にとっての生命線である評点をつけるという大事な仕事があるのに、一体どれだけ、毎日行っているんですか、行っていないんですか。

### ○ 中村検査室長

職員が必ずしも毎日朝の午前8時半から午後5時までへばりついているということは確かにございません。ですので、この評定に関して、それでちゃんとつけているのかといいますと、だからこそこういう基準があってつけておるといふのがあるんですけども、例えば、業者さんからこういう現場代理人の方から、いろんな相談を受けたりすると、当然、現場に飛んでいって対応したりということで、全て見るわけにはいきませんが、可能な限りは現場に行っていると思います。いろいろな工事をやはり持っていますので、その現場だけではございませんので、忙しいとは思いますが、可能な限り絶対必要などころは行っていますし、そういったところでは評価、現場代理人の対応であったりというところを見て評価をしているというところがございます。

以上です。

### ○ 伊藤嗣也委員

うそを言っちゃいかんよ。私、下請で仕事をしておって一回も来やへんだがね、市の職



員の人。いっぱい現場あるのに来ないよ。1人も1回も来なかったよ、幾つか現場をやらせてもらったけど、下請、孫請とかで。本当のことを言ってくださいよ。現実。

#### ○ 山口智也委員長

というか、仕組みとしてどうなっているのかという話をしっかり説明していただきたいと思います。毎日現場に行っていないということだと思いますので、でも、それでも、きちんと監督職員として役割を果たしているというところをきっちり説明していただく必要があるのかなと思いますけれども。

#### ○ 中村検査室長

すみません、先ほど伊藤委員からおっしゃられたように、確かに特に小さい工事、少額の工事で短期間で終わるような工事がありますと、いつの間にか現場が終わっているというようなことは実際あると思います。あります。ですので、必ず行っているというわけではございませんけれども、そういったことでございます。本当に、すみません、うそではないんですけれども、そういったケースはありますので、その辺は我々も認識はしております。

#### ○ 伊藤嗣也委員

もうこれ以上は追及しませんけど、そういう人が点数をつけるんですよ。そういう大きな、現場の監督だけならいいんですわ。現場が事故なく安全に図面、仕様書どおりに完成したらそれでええんです。あとは検査職員が検査しますから。だけど、その方も点数をつけるわけです。現場を見に来んかったらどうやって点数をつけるんですか。現場の進捗状況、材料検収、いろいろいろいろありますよね。実際、そんなん、材料検収に立ち会うことってあんまりないと思うんです、小さな仕事。ある程度のやつでも写真だけです。だから、もう少し市の職員も限られた中、こういうことをやっていて、事業者さんも、飯を食っていないかんから必死なんですよ。現実、職員の数も限られておるし、もう少し知恵を出して、いい形での現場監督としての職員として現場を見に行つて、きちっと評価をします。検査は検査で、ちょっと検査は触れませんが、そういうことをお願いして、信頼を得るということで、どうか頑張ってください。よろしくお願いたします。

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

○ 早川新平委員

先ほど山口委員長が今の伊藤委員と森委員とその前の山口委員長がお伺いしたときに、回答で考査評定のところで、人によって差があるという答弁がたしかあったと思ったんですよ。間違いだったら、訂正してもらったらいいやけど、できるだけこの考査評定というのはマニュアル化して、どなたがやってもある程度の、例えば、差異がある程度は、5点で3点でというのではなしに、マニュアル化で簡素化して正当な評価ができるようにせなあかんと思っておるんやけど、個体差があったらやっている本人というのはたまったもんじゃないと思っておるんやけど、それはどうですか。

○ 中村検査室長

その辺、差異があるというのは、監督職員と検査職員の点数の差があると、これはどうしても評価する目線が違いますので、違うのはあってもしょうがないかなと。ただ、監督職員が違う職員になったときに、全く同じ点数にはならないと思うんですけども、ある程度の定規によって評価しなさいと。結果的に同じになったというのはそれでいいと思うんですけど、多少のずれがあったにしても、これを基準に評価しなさいというのでこれを設けていますので、そういったところで差異はないものと我々は考えております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

今の中村検査室長が言ったこと、そういう言い方だと分かるんやけど、個体差が結構あるというだけやと、それが独り歩きするので、例えば、評価点というのは非常に難しくて、いろんな部分で、悪く言えば手心があったり、ここにいい点をつけるとか、そういうのはできるだけやっぱりあったらあかんことなので、非常に難しいところはあるやろうけれども、簡素化してマニュアル化して大きな誤差がないようにはやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○ 山口智也委員長

分科会長報告で書かなあかんもんでちょっと整理したいんですけれども、先ほどの中村検査室長の答弁で、監督職員と検査職員で評価に差が出るのはあるやろうと。だけれども、後段で差が出ないというのは何が出ないんですか。

○ 中村検査室長

例えば監督職員が、Aさんが監督したとしましょう。それが考査の結果30点でしたと。今度はBさんが監督して評価したとしましょう。別の、要は同じ、その工事の評点に対して、どんな監督がついても、ある程度一緒のような基準にのっって、評点が同じになるようにこうやって考査基準を設けていますという意味でございます。ですので、その辺は差異はないということで、監督員と検査員で差異は出てもしようがないんですけれども、違う監督員がつけたときと、その人がつけたときではほぼ同じになるよというような、そういうことでございます。

○ 山口智也委員長

分かりました。

早川委員、よろしいでしょうか。

○ 早川新平委員

結構です。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

関連で、伊藤委員、お願いします。

○ 伊藤嗣也委員

すみません、確認だけさせてください。

監督職員は絶対に土木から出てきた職員であるということですが、原課によって技師がいないところがありますよね。そこも現実はやそから来ているんですか。その担当課の文系の人が見ていますよね、技師じゃない。技師でも建築系の技師が土木を見たりもしていますやんか。本当のことを言いましょうよ、もう。人が足らんやで。これから入札のことをいろいろやっていくんやで、今本当のことを言っておいたほうがええと思うよ。

○ 山口智也委員長

今の質問は、原課によって技師がいないところもあるんじゃないかということで、その辺はどうしているんだということによかったですかね。

○ 中村検査室長

例えば、どこどこ保育園の、例えば少額になりますけれども、そういった何かの改修、修繕工事とかというのもございまして、そういう工事に対しては、確かに技師の方がついていないというのがございます。

ただ、最初に発注するときの設計の段階ではそういった技師、専門の方に設計をいただいて、そういう資料をいただいて発注する。現場のほうはそういった事務屋さんが見るというのは実際ございますので、必ずしもそういった土木は土木技師が見ているというわけではございません。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

細かいことまでなかなか難しいのはよく分かっています。ただ、そのところを役所の中でもう少し上手にすり合わせてやっていってください。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

### ○ 加納康樹委員

資料請求等をお願いしたところで確認をしていきます。

まず、資料3ページの職員数の表記についてというところ、これはかくかくしかじか、数字が違うんですよというのは分かったんですが、議案聴取会するときにも申しあげましたけれども、これの基になっている302の部局別資料の総務部・選挙管理委員会事務局のところの32分の3ページの一番下のところの最初の段落の文章が何かやっぱり違うような気がしてしょうがないんですけど、読み上げながら言うと、ここの文章、新型コロナウイルス感染症に対応するため、保健予防課と新型コロナウイルス感染症対策室への増員、令和2年度中に行ったんだと思うんですよね。中期経営計画どうのこうので市立四日市病院の増員、これも令和2年度中に行ったんじゃないのかなと思ったりして、育児休業等を取得した職員、これは令和2年度中の話ですよね、それで代替職員を入れたと。その結果でいくと、私も答えがないんですけど、結果は、いうなら、今まではこうだったかもしれないけど、令和3年3月31日現在の職員数は、令和2年4月1日と比較し、何名ってなるのが正しい表現じゃないのかなと思ったりするんだけど、何が正しいんでしょうか。私、ちょっとこのまんまの表現って絶対違和感があるんですけど、どう思われますか。私もちょっと答えはないです。

### ○ 柴田人事課長

人事課の柴田です。よろしく申し上げます。

こちらの決算常任委員会資料の32分の3のページにつきましては、令和3年4月の異動に対しての報告のほうをさせていただいておるというところがございます。といいますのは、人事課の場合でいえば、令和2年度、採用活動を行って、次年度に向けて採用活動を行って来ると。行っている中での取組結果として、令和3年4月を迎えて、こういう配置ができましたというような報告というようなことになっておりますので、加納委員のおっしゃられるような、年度途中という部分ではなくて、これにつきましては、次年度の4月1日に向けての採用活動の結果、こういうことができましたというようなところでの報告というところがございます。

○ 加納康樹委員

という、私の見解が違って、今ここの文章でいくと、保健予防課と新型コロナウイルス感染症対策室で4月1日において増員をしたし、市立四日市病院も4月1日において増員したし、育児休業も発生したからその穴埋めもせんらんから4月1日で増員したという文章が書いてあるという意味なんですね。

○ 柴田人事課長

そのとおりでございます。

○ 加納康樹委員

ちょっと何か若干腑に落ちない点もあるんですが、人事課さんとしてそういう整理で文章を書かれているのであれば、よしとさせていただきます。

追加資料の続きでもう二点確認で、1点が資料の追加の21ページ、インターネットオークションの分を示してもらいました。

個人でこんなんを買われるんだなというので、何か好きな人もいるんだなというのは感心をしたんですけど、じゃ、四日市市、これらの分のインターネットオークションはどのシステムに乗っけて売却をかけているんですたっけ。何かちゃんとしたのがあるのか、それともヤフーオークションか何かにかけているのか、その辺です。

○ 太田調達契約課長

調達契約課、太田です。

おっしゃられたとおりで、ヤフーの官公庁のオークションにかけて売却のほうを行っております。

○ 加納康樹委員

この6件とも全部ヤフーオークションですか。

○ 太田調達契約課長

はい、そうです。

○ 加納康樹委員

分かりました。

最後、もう一個私が資料請求したA I、R P A云々というところで数字も示していただいて、それなりに効果があるんだなというのは確認ができたんですが、ここの29ページの資料で削減時間を表記してもらっていますが、ここの削減時間というのはI C T戦略課さんがえいやで削減の時間を計算したのか、それとも、それぞれの原課に確認の上の数字なんでしょうか。どっちですか。

○ 林I C T戦略課長

I C T戦略課、林でございます。

こちらの時間につきましては、各原課にヒアリングをして、大体このぐらいの時間を削減できたということで聞いておりますので、それを記載させてもらっています。

○ 加納康樹委員

という、各原課に聞いたところ、さっきの説明のときにおっしゃっていた（1）の議事録作成支援システムであれば5割ぐらい削減できた、そして（2）のR P Aのところは二、三割の削減というのは聞き取った結果、ざっくり5割、二、三割ということだったということでよろしいでしょうか。

○ 林I C T戦略課長

そのとおりでございます。

○ 加納康樹委員

別にI C T戦略課さんの言うことを信じていないわけじゃないんですけど、せっかくここに議事課さんがいらっしゃるの、補助でいいですけど、次長のほうから、この聞き取りに関して160時間の削減という申告をされたんですね。

○ 山路議会事務局次長兼議事課長

I C T戦略課さんのほうから、この業務においてどれだけ削減があったかというお尋ねがありましたので、これはあくまで推測でしかできないんですけども、おおよそ半分程

度は減になったということで報告をさせていただきました。

以上です。

○ 加納康樹委員

分かりました。

これの導入に関してはそれなりには効果が出ているんだなということが確認できたと思いますので、もう結構です。

○ 伊藤嗣也委員

関連で。

簡潔でいいんですけど、21ページからの加納委員の関連で、これ、写真のままの販売ということでよろしいでしょうか。

○ 太田調達契約課長

緊急車両としての赤色灯とか無線装置なんか、そういったものは取り外した上で引渡しということになりますし、あと文字に関しても、こちらで剝がせないものは引き渡すんですけども、買った方、買取りの方が消去してもらうということになりますので、消去後の写真も提出していただくというような形で売却しております。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

要は、回転灯であったりサイレンとかそんなのは外すと。ポンプ車のポンプなんかはどうなんですか。

○ 太田調達契約課長

ポンプなどについては、そのままついた形で。どうしてもついていてまずいものに関しては取り外しております。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとう。



そうすると、輸出なんかで、東南アジアで走っておったりしますよね。そういうのもありということですのでよろしいですね、こういういろんな自治体の名前が入っておる。

○ 太田調達契約課長

個人の方で買われて、その後どうなっているかまでちょっとこちらでは把握しておりませんので、申し訳ございません。ちょっとそこまでは分かりません。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか、追加分について。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

選挙関係の資料を準備していただきました。

ページ数でいうと、30ページ、31ページ、検討してきた部分についてということで、取りあえずはまず商業施設等を活用したところから手をかけていくような方向性で今課題整理をしてもらっていると。ただ、実現はしていないよというところですね。

共通投票所についても、私はどっちかという、全ての投票所が共通投票所になりゃええのになと思ってる側で、そういうふうになれば、商業施設等を使った共通投票所じゃなくてもいいのかなと思ってる側の人間なんですけれども、初めに、こういった商業施設等を利用することによってという枕があるもので、そういったところにネットワークを整備せなあかんくなるから大変だから共通投票所は実現できませんよというような整理になっていると。それも、もうちょっと何とかなるんと違うかなと思いつつも飲み込むとして、この検討の中で、じゃ、いつの選挙でチャレンジしてみようという方向性は、この令和2年度の中では話はあったんでしょうか。

○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会事務局次長の鹿島でございます。

はっきりと確約というところまではいきませんが、できれば来年度には、できればいいなと思っております。

○ 樋口龍馬委員

令和3年の衆議院議員選挙に関していうと、衆議院はいつ解散するかも分からんけれども、令和4年に行われる参議院議員選挙については、日程的にも固まっている部分もあるし、比較的取っかかりやすかろうと。そうすると、令和5年の統一地方選挙も見えてくるぞと、そういうようなイメージで考えてみえるというふうに確認させていただいてよろしいですか。

○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

おっしゃるとおりです。

○ 樋口龍馬委員

楽しみにしております。

終わります。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

今のは民間の期日前の話ですよ。

他にございますでしょうか。

追加分については、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

では、追加分については、一旦終わらせていただきます。

まだそれ以外にもあろうかと。追加以外の部分はこれからまたさせていただきますので、

一旦ここで休憩を入れさせていただきます。再開はこちらの時計、午後2時45分とさせていただきます。

14:28 休憩

---

14:40 再開

○ 山口智也委員長

それでは、皆さん早く集まっていただきましたので、再開をさせていただきます。

そうしたら、追加資料以外の部分で質疑を続けたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

資料はちなみに、今日の会議の総務常任委員会の中に部局別があると思いますので、その辺りをご参照ください。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○ 伊藤嗣也委員

31ページの4番、コロナ対策ですけど、受付で名前とかを呼ばれますよね。個人情報も、前々から気になっておるんですけど、後ろにおる人に、全く知らない人に。

今回コロナということで、マスクしておって、対策、フィルムか何か分かりませんよ、何かしていたとして、ある程度の声で名前を呼んだりしますやん。確認という、これって要るんですかね。

○ 山口智也委員長

伊藤委員、31ページというのはこの決算常任委員会資料の部局別ですか。

○ 伊藤嗣也委員

はい。あれっ、違いましたか、資料。

○ 山口智也委員長

いやいや、コロナ対策って書いてあるやつでいいんですかね。

投票が行われた場合って書いてあるやつでいいですよ。

○ 伊藤嗣也委員

はい。どうしてもあれで名前とかを出しますよね、紙を。どうしてもあれ、何かしゃべらなあかんのか、受付の人が。

○ 山口智也委員長

確認事項としてね。

○ 伊藤嗣也委員

そうそう、こんなときやもんでとって。

○ 山口智也委員長

分かりました。

質問が出ましたが。

○ 鹿島選挙管理委員会事務局次長

伊藤委員のおっしゃるように、名簿照会のところなんですけれども、お持ちいただいた入場券等を確認させていただく中で、ご本人を確認させていただくということで、お名前のほうを従事者が申し上げて、そうであるというようなことを意思表示していただくということになるかと思えます。ですので、どうしてもこれはご本人確認ということで必要な作業となってまいります。

それで、今回、その名簿照会のところなんですけれども、従事者と選挙人さんの間には飛沫の防止シート等を張らせていただいておりますという状況と、あと、選挙人さんの間も、ある程度、一定距離を保っていただくような工夫のほうはさせていただこうと思っておりますもので、こちらのほう、申し訳ございませんが、今までどおりの運用のほうでさせていただければと思っております。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

○ 山口智也委員長

それでは、他にお願いいたします。

○ 加納康樹委員

まず、同じ302の部局別の資料で、12ページのところなんですけど、文書集配云々のところの実績を書いてもらっています。平成30年度、令和元年度、令和2年度で赤帽さんでこんなんでしたよって書いてもらっているんですけど、何か最近、地下に佐川急便の車がめっちゃ走っているんですけど、替わったんでしたっけ、その辺。

○ 森総務課長

総務課、森でございます。よろしくお願いをいたします。

確かにおっしゃられるように、最近、佐川急便の車が非常に多くなってございます。なぜかといいますと、新型コロナの対策の関係で、ワクチン等々をシリンジとかいろんなものを本庁のほうに運び込み、それを必要なところに送り出すという作業を日々やっておりますが、その関係の車両で佐川急便の車が入り出しておると伺っております。

○ 加納康樹委員

分かりました。

それはその確認だけで、次、同じ資料4ページのところからちょっと関連してお伺いをしたいんですが、4ページ、ざっと人事異動においてがあって、3の入札契約制度についてのその直前のところ、職員の能力や適性を重視した適材適所の職員配置を行い、有効な人材活用に努めるとあるところから関連して、四日市市における職員さんの定年延長についてってどういうお考え方で進んでいるんでしょうか、確認したいんですが。

○ 柴田人事課長

定年延長につきましては、国のほうから指針というものが現時点で届いていないという状況にありまして、その指針が届き次第、職員労働組合とも交渉しながら進めていきたいというふうに考えております。制度としては国と一緒にような形にはなるかなというふうには思っておりますけれども、現時点でどういった形でというのは今の段階でのお示しと

いうのはちょっとできない状況になっております。

以上です。

○ 加納康樹委員

とはいうものの、結構マスコミとかにもいろんな報道はされておりますが、じゃ、国からちゃんとした指針等が下りてくれば、それにほぼ準拠する形になるだろうという、今の時点ではそういう四日市市の判断なんでしょうか。

○ 柴田人事課長

そのとおりでございます。

○ 加納康樹委員

遅かれ早かれ、そういうのが下りてくると思うので、そのときに準拠せざるを得ないと思うんですが、ちょっと根性があったら四日市市なりで、より市民の皆さんのためになるような制度設計もできるといいなと思いますので、待つばかりじゃなくて——お暇が、お暇はないか——制度設計も考えていただければいいなと思います。

以上です。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

すみません、何度も。

13ページの時間外勤務なんですけど、時間外勤務、残業命令というものがあって初めて残業はできる、休日出勤もできる、これはもう官民同じやと思うんですけど、現実、四日市市のほうでこれだけの残業があるということは、上から残業命令が出ておると思うんですけれども、その書式はどうなっておるのでしょうか。

○ 柴田人事課長

一般的な職場でいえば、行政内部システムというのがございまして、その中で、例えば

午後5時まで、今日は例えば2時間、こういった業務で時間外勤務をしますというようなことで申告というか報告というか、していただいて、それを所属長のほうが認めるというようなことになっておるといふところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

下から上に申告をして、しماすって口頭ですか、書いたものはないんですか。

要は、どういう仕事で、どういう理由で、どれだけの時間ぐらい残業をとというのは、書いたものがないと、これ、口だけやったら、後で振り返れませんよね。

○ 柴田人事課長

システムで入力をするということで、口頭だけということではございません。

○ 伊藤嗣也委員

紙かデータだけで、どういうふうな内容を入れるんですか。

○ 山口智也委員長

大体簡単な流れをご説明いただきたいと思います。

○ 柴田人事課長

午後5時、終業までに、例えば、今日は17時15分から19時15分まで、例えば人事課でありましたら、給与の支払いの控除の入力をしماすというような内容をシステムの中に入れていただくと。その申請を上げるという中で、所属長としましては、それを確認して承認する、もしくは、いや、これはあしたでもいいよねというのがあれば、あしたにしてくださいというようなこともさせていただくことがあるかとは思いますが、そういった形での流れというふうになっております。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

そうすると、それを認めましたって所属長が何かクリックして送られるのか分かりませんけれども、そうすると、そのデータ、その検証は次の日に、2時間という申告だったけ

ど、1時間やったのか、3時間になったのかという検証はどうするんですか。

○ 柴田人事課長

また実績報告ということで、例えば、2時間の予定が1時間半になれば18時45分に終わりましたと。そして、内容も、もし変更がなければそのままの形になりますし、例えば、2時間の予定が2時間半になったということであれば、19時45分で、追加の業務として、実はそれ以外に、ほかの業務というか、例えば控除だけじゃなくて、通勤手当の変更もあったとか、そういうようなこともあるかと思imasので、そういったところを記載していただくというようにあるかと思imas。

以上です。

○ 伊藤嗣也委員

それはそうすると、ちゃんとデータは管理、1か月とか1年か分かりませんが、データ上に残って管理されておるのかということと、これは全庁的な、全職員にこのシステムが適用されておると、どの部署でもそうやっておるという理解でよろしいですか。

○ 柴田人事課長

データとしては残っているというところであれば、ずっと残っているという形になっております。

そして、全職員につきましては、例えば、市立四日市病院の看護師とか、そういったところにつきましては、システムではなく紙で同じようなことを記入していただくというような手法を取っておるというところがございます。

○ 伊藤嗣也委員

市立四日市病院とか上下水道局はいいので、要は、市長部局のほうでは、全部同じでやっておるということでよろしいですね。ほかに行って聞いていますので、よろしいですか。

○ 柴田人事課長

そのとおりでございます。



○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

先ほどの加納委員の関連になると思うんですけど、文書集配室で、赤帽は配るために雇っていただいていると思うんですけど、そこまで宅急便で来たりするトラックはあるわけですよ、文書集配室で。荷室が高くて、半地下のところへ入り込めないトラックがよく総合会館と市庁舎の間に止めて荷物を運んでいるのを見受けるんですけど、横断歩道の直近で非常に危ないし、交通違反しているのかなと思うので、その辺の指導って何かやられていますかね、集配業者に対して。

○ 森総務課長

委員おっしゃるようなことが確かにゼロではない可能性もございます。

その辺につきましては、ちょっと私ども、検証、調査をさせていただいて、必要などころに、例えば赤帽の関係ですと、そういうことは極めて少ないと思いますが、庁内に出入りする車ということで、いろんな関係の車があると思いますが、また可能であれば関係する部署とも相談しながら、できるだけ交通安全対策を取っていただきたいと考えます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

ぜひ、先ほど佐川急便のほうがコロナ関係の荷物を集配しておる、これは公用車の出入口のほうからやっただいただいていると思います。ぜひ安全対策とともに、そういう交通ルールをちゃんと守っていただくような啓発も必要だと思しますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

○ 早川新平委員

32分の17のこれ、ここで聞いてええのかな。

時間外勤務時間、令和元年度と令和2年度の月別平均、ずっと小学校と中学校とあるじゃないですか、比較。令和2年度はほとんどみんな大幅に減っているのやな、残業時間。だけど、三つぐらい増えているところがあるんやわな、逆に楠とか。何かその理由ってあるんですか。右側の中学校というのは、もう大幅に減っているんやわな、逆に。だから、令和2年度というのは多分コロナが影響しておるのかな。学校別で三つ、四つぐらいしか増えているところがないんやわな、対前年度比、小学校の場合は。一応理由なんかは何か分かっているのかな。

○ 山口智也委員長

一部増えている学校がある。

○ 早川新平委員

三つ、四つぐらい、楠とか。ほかは大幅にみんなほとんど減っているんですよ。増えているのは浜田とか、上からいくと。そういう理由は何かつかんでみえますか。

○ 山口智也委員長

学校のことですが、分かりますでしょうか。

○ 柴田人事課長

すみません、コロナで減ったというところは確認させていただいたんですけど、ただ、一つずつ微妙に増えておるところが二、三あるというところについて申し訳ございません、ちょっと学校教育課のほうに確認してございません。

○ 早川新平委員

課が違うんやろうで、そういう返答しかできやんと思うんやけど、流れとして令和元年

度と令和2年度とでコロナがはやってからみんな残業が減っている。だけど、特殊なところとして、3校、4校ぐらいは増えているんやけれども、それはやっぱり理由というのはつかんでおかんと。個別で、全体が全部減っているのに、特に中学校なんかはもうほとんど大幅にみんな減っていると思っているんやけど、朝明だけか、増えているのは、中学校は。だから、そういったところをちょっとまたつかんでおいてください。意見です。

○ 山口智也委員長

意見ということで。

他にございますでしょうか。特にないでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、質疑はこの程度とさせていただきたいと思います。

特に議員間討議もなかったように思いますので、次に、討論に移らせていただきます。

討論がございましたらご発言ください。

(なし)

○ 山口智也委員長

別段ございませんので、分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

それでは、採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきますが、よろしいで

しょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

それでは、議案第21号令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中、総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中、総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第23目諸費中、総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費につきまして、認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

続いて、全体会送りについて確認をさせていただきます。

次年度に向けての決算、予算のサイクルでございませけれども、議員間討議、改めてございましたらご提案いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

その他、全体会送りのご提案がございましたらお願いいたします。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分、第2目人事管理費、第3目恩給及び退職年金費、第4目文書広報費中総務課関係部分、第9目計算記録管理費、第15目人権推進費、第23目諸費中総務課関係部分、第4項選挙費、第5項統計調査費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

決算審査は以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、令和2年度の提言チェックシートが一つございまして、スマート自治体の実現についてを分類する必要があるがございます。

では、分類を行いたいと思います。

資料といたしましては、フォルダーの330、四日市市議会提言チェックシート、政策提言（前年度）に係る進捗状況をご覧いただきたいと思います。

3ページをご覧いただきたいと思います。

そこにスマート自治体の実現についてということで一つございます。

こちらの提言については、終了、そして継続、そして三つ目に一部変更、このいずれかに分類することとされておりますけれども、分類に関して、ご質疑、ご意見等がありましたら、ご発言いただきたいと思います。

私が見る限り、このテーマにつきましては、今年度の予算にも、AI、RPA等のICT活用促進事業、2番目に情報システム最適化推進事業、三つ目にマイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化事業について、四つ目に官民データ利活用事業について、全てについて予算もしっかりついて進捗を図っていただいているということで、理事者からも説明があったところでございます。ということで、私としては、ここについては、しっかりやっていただいているというところで、一旦終了かなというふうに、自分なりに整理をしておるんですけれども、違った意見がございましたらまたご発言をいただきたいなと思います。

○ 森 康哲委員

委員長が言われたように、いろいろ予算にも反映があるので、了としたいと思いますが、先ほども質疑した配車管理のA Iの活用についての調査はしっかりやっていただきたいと思いますので、それだけ、確認だけしたいんですけれども、委員長でそれはしっかりやっ  
ていくんだよって言えばもうそれですとしたいと思います。

○ 山口智也委員長

分かりました。

今のご発言についても、またどこかに記録していく形になるのでしょうか。

○ 川合議会事務局主事

報告書に。

○ 山口智也委員長

その点についても報告書に記載をしていくように努めます。

○ 森 康哲委員

お願いします。

○ 樋口龍馬委員

調査予算がついているものがあって、調査予算がついたところで進捗という見方も一つあるのかなとは思いますが、ここに上がっている項目については、終了として消し込むとしても、報告という形で当分科会に上げていただくということの確認が取れば私も終了という整理で問題ないんですが。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

その点については、皆さん、同感でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

そうしましたら、分科会としまして、この四つの事業について、四日市市情報化実行計画にもものをもって進められてはおりますけれども、当委員会に対して進捗状況を報告という形で、またその都度していただきますようお願いをしたいと思いますけれども、部長から一言いただけますでしょうか。

○ 渡辺総務部長

この分野につきましては、新しい総合計画にも記載がございます。私どものICT戦略にとっても重要な項目であるというふうな認識をしておりますので、今委員長おっしゃられたような形で対応させていただくということでございます。

○ 山口智也委員長

よろしく申し上げます。

それでは、ここの分類は一旦終了ということで、分類をさせていただきたいと思います。

そうしたら、この項は、この程度とさせていただきます。

理事者の入替えが一部ありますので、少々お待ちください。

議案第26号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第9目 計算記録管理費

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 山口智也委員長

それでは、皆さんお待たせしました。

これよりは予算常任委員会総務分科会として、議案第26号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務部所管部分を議題といたします。

本件については、議案聴取会において、追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行いたいと思います。

資料につきましては、また今日の会議のところを見ていただきまして、総務常任委員会のフォルダーの中のちょっと下のほうへ行っていただいて、資料、何番か言ってもらっていいですか。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

122の補正予算参考資料（第6号）でございます。

こちらの総務部さんについては、7ページの旧三重ソフトウェア社屋解体事業費と、25ページの例規集システム運用事業費の債務負担行為、28ページの行政内部システムサーバ等機器リースの債務負担行為でございます。

特にご質疑がございましたら、ご発言いただきたいと思います。特によろしいですか。どうでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

では、なしのお声をいただきましたので、質疑を終了させていただきます。

では、討論はございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

では、採決に移らせていただきます。

原則どおり採決を行いたいと思います。

反対表明はありませんでしたので簡易採決ということで、議案第26号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第6号）第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第9目計算記録管理費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。



(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。  
続いて、全体会に送るべきとする事項の確認を行います。  
全体会送りのご提案はございますか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第26号 令和3年度四日市市一般会計補正予算(第6号)、  
第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第9目計算記  
録管理費、第2条債務負担行為の補正(関係部分)について、採決の結果、別段異  
議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、総務部の皆さん方は以上となります。大変お世話になりました。  
40分ぐらいから再開するか。まだいけますか。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

会計管理室はあしたなんですわ。次、危機管理監にちょっと飛ばさせてもらいます。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

皆さん、大変お待たせしました。

冒頭、今日朝、申し上げましたように、事項書で次の会計管理室に係る部分についてはあした以降とさせていただきますもので、ちょっと飛ばして、危機管理監のほうから再開をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより危機管理監に係る議案の審査に入ります。

まず、危機管理監よりご挨拶をお願いいたします。

## ○ 服部危機管理監

危機管理監の服部でございます。

私どもの議案は、令和2年度の決算のみでございます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の第1波で、春先に全国的に緊急事態宣言が出されまして、関係機関との調整が全くできない状況でしたので、市民総ぐるみ防災訓練や防災大学の講座を中止といたしました。

第1波と第2波の間、夏頃ですけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた避難所運営ガイドラインを作成して、訓練や各地区への説明を行いました。

年度後半は、オンラインなどの工夫の仕方も見えてきましたので、防災・減災研修会や洪水ハザードマップのワークショップなどを工夫しながら行ったという状況でございました。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

## ○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

議案第21号 令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第14目 防災対策費

第9款 消防費

第1項 消防費

第4目 水防費

## ○ 山口智也委員長

では、議案第21号令和2年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、危機管理監所管部分を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において、追加資料の請求がありましたので、資料の説明を求めます。

## ○ 伊藤危機管理室長

危機管理室長の伊藤でございます。

追加資料の説明を私のほうからさせていただきます。

タブレットのほう、総務常任委員会、分科会007追加資料（危機管理監）をご覧ください。

2点いただいております。

森委員のほうから四日市市健康危機管理対策本部員会議の内容を市議会や市民に情報提供する手続の流れについてでございます。

これにつきましては、四日市市健康危機管理対策本部員会議で健康危機管理指針に基づきまして、市内の発生状況や国、県の新型コロナウイルス感染症対策本部の動向等により、必要に応じて随時開催し、主に市主催行事等の対応方針や全庁的な対応について決定するとともに、市議会及び市民に情報提供を行っています。

本部員会議の開催から市議会、市民への情報提供の流れは次のとおりという形で1番から10番までと書かせていただいております。

1番、本部員会議の開催準備、（1）で本部員会議の日時等の決定です。その次に、（2）資料等の作成という形でございます。

それから2番、本部員会議の開催という形でございます。

3番で、市議会への報告という形でございます。

4番目が市職員への周知、5番目で記者発表の準備としまして、6番目で記者発表という形でございます。

それから7番、8番、9番ですけれども、市ホームページへの掲載、それから、8番ケーブルテレビ放送のL字放送案内の掲載による情報発信——これは状況に応じて——という形でございます。あわせて、9番ですけれども、状況に応じて、安全安心防災メールの入力による情報発信、その後、会議録の市ホームページへの掲載という手続、流れとなっております。

次に、4ページをご覧ください。

2点目ですけれども、高額資機材等の購入補助について加納委員から資料請求いただきましたものです。

高額資機材ですけれども、本市、地区防災組織29団体の活動及び資機材購入に対する補助につきましては、四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱によりハード事業及びソフト事業に対して補助金を交付しています。

しかし、今後南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、地域の防災力をさらに高め、自助・共助の取組をより一層推進するために、無線機のデジタル化などの大型投資が必要となる資機材の補助制度としまして、四日市市地区防災組織高額資機材等購入補助金交付要綱を定めて、地区防災組織の資機材整備を進めているといったところです。

1番のところの高額資機材補助制度の概要でございますけれども、補助の対象となる事業としまして、総額50万円以上の資機材購入、五つ書かせてもらっているのがデジタル簡易無線機、可搬式動力消防ポンプ、防災用放送設備、防災倉庫、その他市長が特に認めたものとなっております。補助金の交付額が補助率2分の1、補助金額の上限が100万円と。補助の期間は令和2年度から令和4年度の3か年で、1団体1回限りといったものでございます。これにつきまして、令和2年度の高額資機材の購入補助金の交付実績としまして、5団体に交付をさせていただいた詳細を書かせていただいています。デジタル無線機ばかりですけれども、台数と金額に差があるのはそれぞれの地区の無線機の一つ当たりの単価が違うといったところでございます。

追加資料2点についての説明は以上となります。

#### ○ 山口智也委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑に移らせていただきます。

まず、先ほどのように、追加分とそれ以外に分けさせていただきますので、まずは追加資料の分について質疑をお願いしたいと思います。

それでは、森委員、お願いします。

#### ○ 森 康哲委員

新型コロナウイルスの本部員会議のところで資料を用意していただきました。

まず、コロナ対策の会議というと、国から下りてきて、県、市という流れがあると思うんですけども、よくあるのは、もう県に下りた時点で情報が漏れて、マスコミからいろいろな情報を市民が知るというふうに、市からの本部員会議が開催される前に情報が流れているケースがあると思うんですが、その辺はどういう流れで今、本部員会議をやる前の準備というのは示されているんですが、情報の管理はどのようになされているのか、お尋ねしたいんですけど。

○ 伊藤危機管理室長

情報というところでは、県の本部員会議が、大体これぐらいの時期にやりますというアナウンスがあるのみでして、情報のほうについては、私どももその会議の中で情報を知るといったところがございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

なるべく早く市民も情報を知りたい、そして議会のほうも市民から聞かれることが多いので、情報は早く知りたいと思っているんですけども、往々にしてマスコミから聞く情報、そうすると正確さというのが求められるんですけども、なかなかその辺が議会としてもジレンマというか、もどかしいところがあるので、ぜひ市から発せられる情報というのは、正確に早く欲しいんですけども、その辺の対策って何かありますか。

○ 伊藤危機管理室長

県からの情報ですけども、マスコミから流れてくるほうが早いというのは私どもも逆にそういうケースがございまして、これについて、私どもも意思決定を早くして、市民には早くホームページなどでお示しを示しているところですけども、少し対策というのは難しいかなというふうに考えています。

以上です。

○ 森 康哲委員

ぜひ県との連携というか、今以上に正確性を特に求められると思いますので、速さよりも正確性なので、しっかりと密に取っていただきたいのと、これ以上はないという話なん

ですけれども、国からのパイプはどうなっているんですかね。県からの直接の情報しかないのか、特に保健所なんかは、四日市は保健所政令市であると思いますので、その辺の流れというのは、何かつかんでいるのか。国からの直接のルートというのはあるんでしょうか。

○ 伊藤危機管理室長

国から直接のルートというのも私どものほうには入ってこないという形でして、マスコミとかの情報を私どもも頼りにしているところでございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

マスコミからの情報を頼りにするのはちょっとよろしくないと思いますので、やっぱり行政としてしっかりとした正確な情報を取ってくる必要があるかと思います。

国からの情報が何も無いというのは少しいかがなものかなと思いますので、ある程度東京事務所との関係を構築して、直接いろんな情報が入ってくるようにするのも危機管理上、大切なことだと思いますので、要望いたしたいと思います。

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

先ほどの室長の答弁でマスコミの情報を頼りにしているというのは、その答弁を分科会長報告に載せて大丈夫ですか。

ちょっと改めて答弁し直してください。

○ 服部危機管理監

いろんな国の動きの参考にはしておりますが、正式には県を通して国の情報が入ってくるということでございます。

○ 山口智也委員長

もう一回、ごめんなさい。

○ 服部危機管理監

マスコミの情報は、国の動きの参考としてさせていただいております。例えば、今日何時から国のほうで会議がある、それを受けて、県の会議が翌日にあるとかいったような参考にするために、マスコミ報道とかは参考にさせていただいております。

ただ、正式に国の決定事項等については、県を通じて、主に電子メールでございますけれども、そういったもので発信がされてくるといったところでございます。

○ 山口智也委員長

分かりました。

○ 早川新平委員

先ほど説明いただいた4ページの高額資機材で川島、下野、それから富田、デジタル無線機やね。ここの三つを比較して、内容が違うとか言うていて、台数から考えると1万円台と2万円台と3万円台、単純に。これは地元からその要求があったのか、この機種にしてくれとか、台数ね。それはどういう形になっておるのかちょっと説明してください。

○ 伊藤危機管理室長

これは地域が購入する資機材に対しての補助となっておりますので、地域がこの機種を選んで台数も選んで、更新の地区もあれば、新規購入という形もありまして、地域が選んだものに対しての補助額という形でございます。

以上です。

○ 早川新平委員

これ、最後にします。

例えば1万円のものとか3万円のものがあったら、値段がマックス100万円ではなくて、33万円とか88万円とかあるんやけど、各地域で、地区で、それは決まっているわけ、予算が。だから、否応なしにこの機種に決めたのか、そこはどうなんですか。そこをちょっと教えていただきたいんですけど。

○ 伊藤危機管理室長

令和2年度の高額資機材の予算は私どもは300万円というのを見込んでおりました。

地域の予算はちょっと私どもではっきり分かりませんが、そのために準備をされていた地区もあるとは聞いていますし、補助の内容につきまして、先ほども言いました補助率2分の1、50万円以上の高額資機材について、上限100万円までと言った補助の仕方をしてまいったというところでございます。

以上です。

○ 早川新平委員

じゃ、最後にします。

そうすると、例えば川島を例にとると、28台ってわざわざ台数まで書いてもらってあって、補助が88万円、その下の下野さんが16台で、33万円、こういう比率というか、補助額というのはもう率は決まっているのかな。そこがちょっと分からん。

○ 伊藤危機管理室長

補助した額をここに書かせてもらってありまして、例えば川島ですと88万8000円、総額でいくと170万円ぐらいかかったものを半額の2分の1補助ということで88万8000円補助させていただいているといったものでございます。

以上です。

○ 早川新平委員

同じように下野やったら16台買っているんやけど、補助は33万円という形で、先ほど説明の中で機種が違うって言っていたので、機種を選定するのは、この機種が欲しいって地元がするんですか。そこがちょっと分からなくて。

○ 伊藤危機管理室長

機種が違うといえますか、地域が選んでいる機種でございますので、機種が違うといった形でございます。

補助額については、2分の1で100万円が上限という形でございます。

以上です。



○ 山口智也委員長

もうそれぞれの地域で持っているものが、もうもともと違うという。

○ 早川新平委員

それだけの話なんやね。分かりました。

○ 森 康哲委員

今の早川委員の関連なんですけれども、川島地区は1台当たり3万1714円、下野地区は2万1125円、富田地区は1万2400円、これ、半額補助なので、実際の機械代というのはこの倍するわけですよ。川島地区は1台6万3000円の無線機を買った。だから半額補助をしている。富田地区は1台2万5000円弱、これ、同じデジタル無線機でもかなりの金額の差があると思うんですけれども、行政としてその辺の目安になるような金額の提示というのはないのでしょうか、これぐらいのものを資機材として予算立てしてくださいよという指標というのは持っていないんですか。

○ 伊藤危機管理室長

特に1台幾らという指標はなくて、おおむね四、五万円というのは私どもも聞いておりましたので、各地区の業者の見積りの価格が違うといったところの差になっていますので、安いところは安く手に入れられたというふうに解釈しています。

以上です。

○ 森 康哲委員

機能的に、これ、倍以上、1台当たり違うんですけど、機能の差というのはあるのかなのか把握していますか。

○ 伊藤危機管理室長

メーカーが違う、それから機種が違うというのは認識しておりますけど、機能の差がどこまで違うかというところまでは私どもで把握をしていないところです。

以上です。

○ 森 康哲委員

それは少し、無線機の機能を何でもいいというのでお金だけを補助するというのは少し乱暴なのかなと。やはりある程度の機能を担保したものを購入していただくというのは必要なことだと思いますし、半径何km飛ぶものなのかとか、どれぐらいの台数、1度のチャンネルで無線が活用できるのかとか、そういう指標みたいなものは持つべきだと思うんですが、危機管理監、どうですかその辺。

○ 服部危機管理監

危機管理室長からも申し上げましたが、各地区において選定されるものであるというふうに考えてございます。

○ 森 康哲委員

それは駄目です。

やはり補助というのは税金ですよ。税金を出す以上、ある程度の役に立つものを買っていただく、購入していただくために補助するわけなので、何でもいいというわけではないと思います。そんなことなら決算認定できないですよ。反対しますよ。

○ 山口智也委員長

ちょっと確認なんですけれども、この高額資機材等購入補助という制度は、このハード、ソフトの四日市市地区防災組織活動補助金交付、この仕組みだけではなかなか補助がし切れないので、各地域から様々要望があって、別建てで補助制度をつくってほしいというところからこういう制度ができたというふうに理解、僕はしているんですけれども、それぞれの地域で使っている無線機をデジタル化せなあかんので、大分金銭的にかかるので補助制度をつくってほしいというところからスタートしたということで、それぞれの地域で持っているものをそれぞれの地域で運用していただいている、それがきちんと機能しているというふうに理解はしているんですけれども、したがって、それぞれの地域で使っている機種が同一のものにならないということはどうしようもない部分かなというふうに理解はしておったんですけれども、その辺りのご説明をしていただければと思いますけれども。

○ 伊藤危機管理室長

委員長言われたように、アナログの無線機からデジタルに変わるといったところで、使い方は一緒なんですけれども、デジタルの簡易無線機といったもので、機種というか、仕様は皆さんの免許が要らずに飛ぶ無線機ということで、同じものだと思います。ただ、メーカーによったり、それから機種によっては、プラスアルファの機能を持っていたりとかしますので、そこら辺のところまで詳しく私どものほうでは認識していないといった形でございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

プラスアルファの機能ってどういう機能があるんですか。

○ 伊藤危機管理室長

例えばグループ設定とか設定がもっとより細かくできるものでありますとか、ある地区によってはデュアルタイプのものを持っていたものを今度はデジタルだけにするとか、そういうことを聞いています。

以上です。

○ 森 康哲委員

そういう特別な機能を有する無線機が倍以上、機種によっては6万3000円、1台当たりかかっているのを補助しているわけですね。片や、安価なほうは1台で2万5000円、これの半分を補助しているということだと思えるんですけども、ある程度の機種の性能を把握した上での補助にしないと、何でもいいというのは少し乱暴なのかなと感じていますが、その辺の見解だけもう一度お尋ねします。

○ 伊藤危機管理室長

機種を選定につきましては、先ほども言いましたけれども、地域のニーズ、使い方にもよるかなと思っていますので、そこは私どもは地域にお任せをしているといったところでございます。

以上です。

○ 森 康哲委員

地域がこの無線機にたけた専門家の集団なら何も言いませんよ。ただ、自主防災組織というのは、地域の一般市民の方で構成されておると。この無線機の知識ってほとんどない状態に等しいところで選定を委ねる、これは乱暴だと。大切な税金を補助金としてお渡しするなら、ある程度の仕様を調査した上でするべきだと思うんですが、市民に任せるって聞こえはいいですよ、自主的に任せると。でも、その中身は税金ですよ。地域によっては100万円の補助が出ているじゃないですか。大切な税金をお任せするのに、何も物差しがないというのはいかがなものか。再度お尋ねします。

○ 伊藤危機管理室長

機種を選定につきましては、地域によっては安いものをより多くの台数が欲しいという地区もあれば、少し高性能なものが欲しいといった、そこは地域によって考え方が違うのかなと思っていますので、ある一定のデジタルの簡易無線機といったところの指標を私も持っていますけれども、あとはもう、ほかは、川島地区でいいますと、中継局のお金も含んでいたりとか、ここには書かれていませんけれども、そういったところもあるといったところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○ 森 康哲委員

今、川島地区には中継局があるというのは資料には書いていないですよ。

ただ、羽津地区には61台とアンテナを設置、これ、アンテナは地区市民センターに設置したアンテナだと思うんですけど、増幅するアンテナなんですよ。そういうのが書いてあれば分かるんですけども、資料の作り方に問題があるのか、今室長が言われた中継局というのがどのようなものなのか、金額は幾らなのか、何か所なのか教えてください。

○ 小林危機管理室主幹

小林です。失礼します。

川島地区においては、起伏に富んだ地形であるために、山裏であったり、それから、谷沿いであったりするために、どうしても届かないところがあるというところで、中継局を

置いて、町内、地区内を網羅できるようにするというのを聞いております。

以上です。

○ 森 康哲委員

委員長、これ、私が問うた資料の作り方に問題があると思うんですけども、この起伏に富んだ地形というのは分かります。中継局が必要だというのは分かります。

ただ、決算を審査する以上、何に使ったかというのを資料で示してもらわないと審査にならないと思いますので、その辺、計らいをお願いします。

○ 山口智也委員長

中継局というところの記載もなかったので、この辺りは、資料の作成については反省していただきまして、正確な情報を資料として提出をしていただきますようお願いしたいと思います。川島地区の中継局は何台ですか。そこは、中継局、何台ですか。

○ 小林危機管理室主幹

すみません、ただいま手元に詳細情報を持ってきておりませんので、今直ちに寄せますので、失礼します。

○ 山口智也委員長

それ以外に、ここに記載されているほかの内容は、ほかには漏れはないでしょうか。その川島地区の中継局だけですか。

○ 小林危機管理室主幹

そのとおりです。

○ 山口智也委員長

その情報だけは、森委員、どうですか、また後ほど資料の出し直しのほうが。

○ 森 康哲委員

決算認定に関わってきますので、すぐ用意してほしいです。

○ 山口智也委員長

そしたら資料の作り直しをお願いできればと思いますので。

○ 井上 進副委員長

さっきの資料の件で、これって申請書の写しみたいなのは出せないですか。例えば、当然地区から無線機何台、あるいは中継局が要るなら中継局何台、そういう一式の申請書が当然出ていると思うんですよ。それを出してもらえば我々は何も文句の一つも出ないと思うんですよ。そういうのが出ていないからこういう話になってくるのであって、そんなに市へ請求したものが出せやん資料やと私は思わんのですが、いかがでしょうか。

○ 坂倉危機管理室副参事

副参事の坂倉でございます。

当然補助の申請には見積書とかメーカーの書いた証拠書類がついておりますので、一度そこをきっちり見させてもらいまして、公文書ですので、出せる資料と思いますので、整理をさせていただきます。

以上です。

○ 井上 進副委員長

それを出してもらえれば一目瞭然で例えば仕様の違いとかそういうのも分かってくるかと思うんですよ。

○ 山口智也委員長

それは川島地区だけじゃなくて、海蔵地区も、全部。

○ 井上 進副委員長

全部出してもらえれば一番分かりやすいやん。

○ 山口智也委員長

すみません、悪いですけど、さっき走ってもらったので、ちょっとその件だけ追加で。

○ 早川新平委員

今の関連なんですけど、森委員が指摘したのが僕は当然のことだと思っているので、それなりにきちっと資料を出してもらえればみんな納得いくもんやと思うので、今後資料を出していただくのには、きちっと我々も決算の審査をする上では、疑問のところは当然お伺いをするので丁寧な資料作りをお願いいたします。

以上。

○ 山口智也委員長

この件については、ちょっと留保させていただきます。

○ 加納康樹委員

留保と言われても、すみません、資料請求したのは私なんですけれども。

○ 山口智也委員長

そうでした。大変失礼いたしました。

それじゃ、続けてお願いします。

○ 加納康樹委員

ちょっといない人がいるので何ですけど、まず、ちょっと今の話の流れからの確認ですが、恐らくは森委員あたりも、逆の意味で心配されているのはこれだけ単価が違うように見えるということで、津市の自治会さんのごみ収集箱みたいなことは起こってへんかという、これも逆に心配と思うんですが、それは大丈夫なんですよね。

○ 伊藤危機管理室長

今ちょっと準備させていますけれども、申請書を見てもらえば分かると思いますけれども、そういったことはないということでございます。

以上です。

○ 加納康樹委員

それならばそこはオーケーだと思います。

逆に私としては、この資料請求もして改めてやっぱり確認しなくてはならないのが、室長のほうからもありましたし、前年のときに確認をさせてもらいましたが、決算の場でするので改めての確認ですが、今回の令和2年度における高額資機材購入補助の予算額としては、300万円だったものが366万円交付をされているということに関しての公式なオフィシャルな見解を求めます。

#### ○ 伊藤危機管理室長

予算額300万円に対しまして366万円、ちょっと足が出たという形になってしまったわけでございますけれども、ここにつきましては、できる限りデジタル無線機を多くの地域、地区に購入していただきたいという思いもございまして、66万円を、私ども危機管理室の既決予算のほうから流用させていただいたというところで366万となったものでございます。

以上です。

#### ○ 加納康樹委員

既決予算の流用ですのであんまり細かくは言えないのかもしれませんが、こちらがつつくまで皆さんのほうから議会に対して予算オーバーで交付しましたという報告は結局なかったんですけど、その辺についてはいかがですか。

#### ○ 伊藤危機管理室長

既決予算での流用について議会への報告義務がないというふうに認識しておりましたので、報告をしておりませんでした。

以上です。

#### ○ 加納康樹委員

ですので、別に一般的なものはいいんですが、これ、令和2年度の新規の予算、新規の事業ですので、その辺はもっと細かくすべきではなかったのかなというふうに思っております。

それと、ちょっと今の流れからは外れるところの質問に移りたいと思うんですが、まず、



これ、話題になっていましたけど、補助率が2分の1ですよ。これ、そもそもは何かというと、アナログが使えなくなるからデジタルに変えなきゃいけないんですよというところで、2分の1の補助でやってくださいね。やれるところはいいんですけど、自主防災組織においては、2分の1もよう払わんからデジタルに替えない、更新できないということは起きていないんですか。

○ 伊藤危機管理室長

今アナログの簡易無線機も持っていない地区は実はございます。どうしてもデジタルに替えたいということでもなくて、無線機はなくてもいいという地区もございます。ですので、必ずしもデジタルに替えなければならない、購入しなければならないといったものでもございませんので、地区によってはデジタル無線を早く買いたいというところもあったんですけども、そこは地域の実情に応じたものという形で認識しています。

以上です。

○ 加納康樹委員

その地域の実情というのが本当にリスク、危機管理というものに対して、大丈夫だから要らない、持たなくてもいいなのか、さっき私が言ったように、2分の1も払えないからやめとくわなのかというのは大分大きな差があると思うんですけど、そちらはどう把握されていますか。

○ 伊藤危機管理室長

確かに高額資機材のほうですと、50万円以上というのがございますので、50万円以上はちょっと出せないといった地区も確かにあるのは聞いております。

ただ、デジタル無線が欲しい地区につきましては、この活動補助金のほうも活用いただけますので、活動補助金のハードも2分の1でございますけれども、少ない台数でも、ハードのほうでは購入いただけるというふうに認識しております。

以上です。

○ 加納康樹委員

今室長からも前のときも答弁もあったんですけど、四日市市の危機管理監、危機管理室

として、そういう事情なのでうちはデジタル無線機がなくてもいいよで、とある地区がそういう機能を持たないところが四日市市内で発生するわけですね。とあるところは、例えば羽津さんだったら60台も持っているのに、どっかの地区はそういう無線機を持っていない地区がある。四日市全体を見る危機管理室、危機管理監として、そういう状態は、地域の事情なのでやむを得ないと言って見過ごすものなんですか。

#### ○ 伊藤危機管理室長

情報伝達のツール、無線機が有効なのは認識はしておりますけど、それ以外のツールを使って情報伝達をできるのであれば、それも一つかなと思っていますので、強制的に無線機を持ってくださいという方向性ではないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

#### ○ 加納康樹委員

強制的に云々という性質のものではないのかもしれませんが、これで配備をされたところ、いろんな事情があってデジタル無線機を配備しない地区、同じ四日市市として危機管理能力の差は発生しないんですか。

#### ○ 服部危機管理監

ツールの一つとしてデジタル簡易無線機を持つということで、プラスアルファの機能を持っているわけですから、持っていない地区と持っている地区とでは多少違いが出てくると思います。

ただ、地区内での情報伝達のやり方については、例えばある地区では、スマホなどSNS、デジタル通信を使った地区内の情報通信、それを導入するので無線機は導入しないといった考え方を持っていたらいてる地区もございます。そういった代替機能を持つことによって、地区内の情報伝達が円滑に行われなくなることがないように、我々もそういった方向を推奨してまいりたいというふうに思っております。

#### ○ 加納康樹委員

今の危機管理監のご答弁でいくと、四日市市内のそういうふうな情報伝達能力は四日市の危機管理室、危機管理監として求めている最低限のレベルはどこの地区でも有している。

プラスアルファがたまたまデジタルがある。最低限のレベルは均一に配備がされているというのが保証されているというご答弁でいいですね。

### ○ 服部危機管理監

それぞれの組織でこういったツールを備えるかにつきましても、これは地区での選択ということになりますけれども、地区内で情報伝達ができるように、例えば何もないければ電話ということになってしまうかもしれませんが、そういったツールを使って、地区内の例えば役員さんにだけは情報がきっちり行くようにといったようなことは、その地区の組織の中での整理として考えていただくようお願いをしているところです。

先ほどのSNS等を使ったツールにつきましては、これまでの大規模震災等の状況からデジタル通信は使えるといったようなことが報告されておりますので、そういったことを地区の方との意見交換の中でお話をして、そういう選択肢もありますよねということで、情報交換をさせていただいているところでございます。

### ○ 加納康樹委員

なので、最低限は、四日市市の全地区、最低限の情報交換ができるレベルは担保しているんですね、どう聞こうかな。危機管理監としてはどのレベルまでは必ず持ってくださいねという、こういう要求水準って多分あると思うんですよ。それもないですか。ここまであるから、あなたのところはデジタル無線機を持たなくて、スマートフォンでこのレベルの情報交換、情報共有ができるレベルですよ。じゃ、それでいいですよというふうな指針ぐらいは持たなきゃ駄目ですよ、各地区に対して指導するというのが。それはあるんですね。

### ○ 服部危機管理監

災害の発生したとき、また災害が発生するおそれのある場合に、それぞれの地区の組織でこういった活動を取っていただくかについては、各地区の災害対応マニュアル、また避難所運営マニュアル等で定めていただいておりますが、その中に各地区で連絡網といったような形で情報通信網を整理していただいております。そういった組織内の連絡が取れば、私どもから、例えば避難所運営のお手伝いをお願いするといった場合に、連絡を取っていただける体制は各地区で取れているというふうに考えてございます。

○ 加納康樹委員

できるものならやっぱり危機管理室から各地区でこれぐらいのレベルのものは持ってくださいよねという統一標準があるべきなんじゃないのかなと今やり取りをされていて思いました。

それと、令和2年度、やっぱりこれがスタートしたとき、今日の答弁の中にもあるんですが、高額だから補助も要るよねというので——3年限りでしたっけ——こういうふうな高額資機材の補助がスタートした。

要するに、金が出せるところのためにやっているように思えて、出せない地区が置き去りになるということになっていないのかという懸念があります。

ちょっと聞いた感じでいくと、令和3年度、まさに今進行しているやつ、これ、ちゃんと進んでいますか。何か思ったように進んでいないような話も聞くんですが、であると、本当にお金がある程度あるところだけ、2分の1を自分のところ出すとはいえ、デジタル無線機を配備してしまったことにならないのかというふうに思ってしまうんですが、ちゃんと四日市市民31万人が危機管理的に標準レベルを担保できる施策に、この高額資機材の制度ってなっていますか。

○ 伊藤危機管理室長

昨年度地区回りをさせていただきまして、各地区のニーズを聞かさせていただきました。高額資機材、令和2年度に創設をさせていただいて、令和4年度で終わりますけれども、どの時期にどういったもので考えてみえるかというのを、全地区に行ってお聞きをしまして、各地区の思い、それから幾らぐらいのものをいつぐらいの時期にというのを聞き取ってまいりました。その聞き取った内容で今年度の予算を計上させていただいてまして、準備もさせてもらっているところです。もう今年度、1次募集、追加1次募集が終わったところでございまして、それにまだ半分ぐらいの地区しか応募がなかったことから、今2次募集をかける準備をしているところでございます。

以上です。

○ 加納康樹委員

その1次募集で思ったほど手が挙がっていないのが問題だと思っていて、さっきも言い

ましたけど、やっぱりそこは2分の1補助なので、金がうちはないからというのがその原因になっていないですか、そこは大丈夫なんですかね。それと、四日市市民の安心、安全を保つというのはちょっと配慮すべきなのかなと思わなくはないんですが、いかがですか。

○ 山口智也委員長

加納委員が再三おっしゃっている、うちは金がないでなかなか難しいよというような、そういった地区も実際はあるのでしょうか。

○ 伊藤危機管理室長

あるのはございます。私どもは高額資機材は使いませんといった地区もございますけれども、それも含めて昨年度、全部聞き取りをさせてもらって、来年度に申請しますといったご意思をいただきながら予算の確保をしてまいったので、申請し忘れていたのはあるかも分かりませんので、2次募集をかけさせてもらっているといったところでございます。

以上です。

○ 山口智也委員長

ちょっと僕が聞いたのと違いますけれども、うちは、なかなか高額であるので、本当は欲しいんだけど、なかなか手が出ないよという地区はありますかとお聞きしたんですけども。

○ 伊藤危機管理室長

欲しいかどうかというところまでは確認は取れていないですけども、三つの地区は活用予定がなしというふうに聞いています。

以上です。

○ 加納康樹委員

三つの地区は活用予定なしということであると、あとの、だから、21地区は3か年のどっかで手を挙げる段取りになっているんですか。

○ 伊藤危機管理室長

そういうふう聞いていますけれども、全ての地区がデジタル無線機を要望として持っているわけではなくて、ある地区は動力消防ポンプであったり、ほかには浄水器であったりといったところで全てがデジタル無線機ではないというふうな形でございます。

以上です。

#### ○ 加納康樹委員

取りあえず私のやり取りは一旦終了させてもらいますが、追っての資料が来たら、ちょっと交付要綱に基づいて突っ込みたいところもあるので一旦はここで終えておきます。

#### ○ 伊藤嗣也委員

四日市市健康危機管理対策本部員会議のことについて教えてください。

これ、決算やで昨年度のことと思うんですけど、今年、四日市港でコロナ、外国船籍の乗組員が発症した。この会議体は、去年、もっと前からあると思うんですけど、四日市港管理組合って一部事務組合ですよ、要は上下水道局と同じ。市長が副管理者で、隣の副議長さんもおられて、非常に四日市市とは深い。上陸して富田あたりのディスカウントスーパーさんのほうへ自転車で、多くの外国人の方が、外国船籍の乗組員が買物に行ったりしているわけですよ、現実、上陸して。これ、この会議に、やはり四日市港というものが僕は必要かなと思うんですけど、実際には昨年、その辺はどうやったんですかね、議論はあったのか。参加されておるのかちょっと分からないんですけど、当然四日市港管理組合ですから県の職員もおられますし、市の職員もみえるという中、非常にやっぱり港というのは大事だと思うんですけども、その辺のお考えと昨年度の動きっていいですか、ちょっと教えていただければと。

#### ○ 伊藤危機管理室長

四日市港管理組合さんは私どものこの本部員会議には参加されていないのが現実です。そういった議論も実はされてこなかったといったところで、県からもしあれば情報が来たのかなというふうに思っています。

以上です。

#### ○ 伊藤嗣也委員

せっかくですので、一度、しょっちゅう、この会議がどういうピッチで開かれておるかちょっと分かりませんが、決算のあれで申し訳ないんですが、今後、お考えとしてはどうなんでしょうか。今まで入っていないから今のままでええのか。コロナというのは分からないもんで。

よろしい、この辺、聞いても。

#### ○ 山口智也委員長

伊藤委員としては、そういったコロナの、実際にそういう事例があったりして危険な状況もあったと。毎回ではないけれども、そういったことがあれば、本部員会議に四日市港管理組合も入ったらどうやというご提案ですよ。その辺はできるできないを含めて、ちょっと考え方だけご答弁いただけますでしょうか。

#### ○ 服部危機管理監

必要に応じてとは考えてございますが、今現在は県のほうのコロナ対策室のほうに、市の会議にオブザーバー参加をしていただいております、必要に応じてそこから情報を提供とかさせていただいたり、また、四日市港管理組合への本市の窓口は政策推進部ですので、そちらのほうから情報提供するといったことも可能かと思っています。

また、実は県の本部員会議に私どもも出席しております、隣の席に四日市港管理組合が座っておりますので、そこで情報交換なりもしておるといったところもございます。

#### ○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

そういう場があるにしろ、実は今年、乗組員から出たときに、名古屋へ連絡を取ったらしいです、船は。四日市港管理組合も後から知らされる。四日市の保健所は全然知らなかった。四日市港管理組合のそういう部署も、四日市の保健所さんをはじめそういうセクションと話合いの場を持っていきたいということを考えておるんだということを伺いましたので、この決算の場で申し訳ないんですが、もう一度、せっかくのことですので、一度ご検討いただければと思ひまして、委員長、その辺、踏み込み過ぎやったらごめんなさいね。よろしく願いいたします。

## ○ 山口智也委員長

新たなご提案というところで、実際、県の本部員会議にも市も参加してそこで情報交換をしたりもしている。市の本部員会議にも政策推進部も参加しているので、そこで情報を共有したりもできるという今ご答弁がありましたけれども、伊藤委員から言われた提案についても、また一つの参考、検討材料としていただきますようお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

## ○ 服部危機管理監

つい先日も四日市港管理組合の経営企画部長と、本市の対応について電話で報告をさせていただいたところでございますけれども、また会議の参加等についても一度相談をしてみたいというふうに思っております。

## ○ 山口智也委員長

そうしたら、この追加資料については。

## ○ 森 康哲委員

加納委員、すみませんでした。資料請求していた人より先に質疑してしまいまして、申し訳ないです。

もう一度ちょっと戻って、無線機のところの質疑をしたいと思うんですが、先ほどの答弁で、仕様に関しては何も指針を持っていないということなんですけれども、例えばチャンネル数なんかは決まっていると思うんですよ、周波数というか、使える周波数帯。チャンネルがデジタルなので1から99までであるのか、その自主防災組織に割り当てられているチャンネルというのは何チャンネルで、どこのチャンネルを使っていいのかとか、早い者勝ちなのか、その辺、基準なんかはあるんでしょうか。

## ○ 伊藤危機管理室長

チャンネルにつきましては、この簡易無線機、30チャンネルあると聞いております。30チャンネルのどれを使ってもいいというのがこの簡易無線機の特徴でありまして、最初の導入のときに、スイッチを入れたときに、ルールとしては、15チャンネルからスタートするといったことを聞いています。スタートしてからふくそうがないのを確認して、自分た



ちの使いたいチャンネルでという形で、各地区でそのチャンネルについては決められて使われていると。このチャンネルについては、詳しくグループチャンネルを設定していたりというような地区もございます。

以上です。

#### ○ 森 康哲委員

補助金として税金を投入するわけなので、平等、公平性を求められると思うんですが、やはり早い者勝ちではいかんと思うんですね。やはり一定のルールを示して、その中で運用していただく。そうしないと、平等、公平性にならないと思うんです。

先ほど加納委員も再三お尋ねいただいた、お金を持っている地域だけ得するようではいかんと思うんですね。やはり半分の補助金だけでは足りない地域、ここへのニーズがあって、お金がない地域の対応というのをどうするべきか。チャンネルに関しても、混線しないように、やはりある一定のルールを決めないと、いざ災害が起きたときに役に立たない、そういうおそれもありますので、宝の持ち腐れにならないようにルールは示すべきだと思いますが、あと、消防団がそうなんですけれども、月に二、三回無線機の訓練をするんですね。これはやはり有事の際に、きちっと送受信ができるように訓練をするわけなんですけれども、自主防災組織において、こういう無線機の訓練、これを危機管理室が指導もしくは指針を示すべきだと思いますが、考え方をお聞きしたいと思います。

#### ○ 伊藤危機管理室長

先ほど来から言っています、デジタル無線機を強制でするつもりはございませんし、地区のニーズに沿ってという形でございます。

一定のルールという形でございますけれども、今のところ持ってみえる地区のチャンネルを確認させてもらったところ、ふくそうするチャンネルを使われているところはないというふうに認識をしております。

ただ、まだ無線機を持っていないところもありますので、これから無線機を購入されていったときには、無線機の使い方そのもののちょっと研修なりは私どもで考えていこうかなというふうに今思っているところです。

以上です。

○ 森 康哲委員

実際に、この5地区においては、デジタル無線を配備した後にチャンネルを決めて報告があるんですかね、危機管理室に。この地区は何チャンネルを使いますよとか、それとも危機管理室のほうからこのチャンネルを使ってくださいというふうに示されるのか、どちらでしょうか。

○ 伊藤危機管理室長

今現在ですけれども、地区で使われているチャンネルを私どものほうで聞き取りをさせていただきました。その聞き取りをさせてもらったチャンネルを確認させてもらったらふくそうする地区はないといったところで確認をさせてもらっています。私どもからチャンネルを割り振っているわけではなくて、地区のほうでチャンネルを決められているといったものです。

以上です。

○ 森 康哲委員

早い者勝ち的なことだと思うんですが、後になればなるほど少なくなる、重複するところが出ないような工夫というのは、何かされるのでしょうか。

○ 伊藤危機管理室長

そこですけれども、これから研修をしていながら、30チャンネルの中にも、グループ設定、それからもう一つ下に5桁のチャンネルですか、ふくそうしないような手だてがあるというふうに聞いていますので、研修の中でそういったところを各地区に周知できたらいいなというふうに思っています。

以上です。

○ 山口智也委員長

研修って言いましたか。それ、どういう字なのか。

○ 伊藤危機管理室長

研修です。集めて研修する研修ですが、ちょっとコロナの関係でどうなっていくか分か

りませんけれども、集めて一遍研修をしたいなと思っています。

以上です。

#### ○ 森 康哲委員

研修もそうですけれども、やはり自主防災組織のほうで訓練は必要だと思うんですよ。特に、自治会長さんや防災隊長さん、毎年替わられる地区もあると聞いています。毎年変わればやはり使い方も最初から学ばなければならない。取扱いについてなかなか慣れる機会というのがないんですね。

これ、簡易デジタル無線機というのは半径何mぐらい飛ぶものなんですかね、見通しのよいところで。

#### ○ 伊藤危機管理室長

大体5kmぐらい、直線で5kmぐらいというふうに聞いています。

以上です。

#### ○ 森 康哲委員

そうすると、四日市市内だけではなくて、例えば隣接の市町まで無線が飛んでしまう、または入ってくると。四日市市内だけで30チャンネルで決めたとしても、ほかの無線を傍受することも出てくるわけ。

先ほど、加納委員が質疑しているときに、危機管理監は、電話を使う、スマートフォンでやり取りをする、そういう答弁をされましたけれども、往々にしてやっぱり大規模災害のときは、まず使えなくなる想定で動きますよね。スマートフォンや固定電話がつながりにくくなる。だから、無線機を使うという設定がされていると思うんですけれども、少しその辺が引っかけたので、地区によってはやり取りが全くできなくなる可能性も想定しなきゃいけない。普通に通常の訓練であれば、スマートフォンも活用できると思うんですが、やっぱり有事の際は、どうしても無線機に頼らなきゃいけない。無線機以外に、有事の際に有効な通信手段というのは何があるんでしょう。お尋ねします。

#### ○ 服部危機管理監

地区によっては電話やスマートフォンといったようなことで先ほど答弁させていただき

ましたが、総務省の調査によりますと、これまでの大規模震災等によりましてSNS等のデジタル通信については、通信に支障がなかったという報告が出ておりますので、無線機以外にそういったSNS等のデジタル通信は使えるものとして我々は今は考えておるところでございます。

○ 森 康哲委員

そうすると、矛盾が生じるんですけども、これは過度な設備になるんですか、デジタル無線自体は。

○ 服部危機管理監

過度といったことは考えておりません。いろんな対応、通信手段を持つことは、通信手段の多様化ということで、非常に重要なことであるというふうに考えております。

○ 森 康哲委員

デジタル無線機は有効であるということであるなら、やはり平等、公平性の観点からすると、少し意識のずれがあるのかなと考えますが、有効でないならそういう答弁もあると思うんですが、有効でありながら、片やスマートフォンを当てにしていると、相反するところがあると思うんですが、いかがでしょう。

○ 服部危機管理監

市においても同じですけども、どこまで災害対応で準備をするかによりましては、この制度におきましても、2分の1自己負担のあるところでございますので、先ほど来、加納委員におっしゃっていただいているように、2分の1の負担ができないので、なかなか整備が進まないといった声も中には聞くところでございますが、その辺の事情も含めまして、各地区においてどこまで整備するかについては判断されるものであるんだろうなというふうに考えておるところでございます。

本市としましては、なるべくそれが公平な条件の下に進められるようにということで制度設計をしておるところでございますが、例えば今回の高額資機材の補助金、デジタル無線の整備につきましても、これまでの、これと別の活動補助金のほうで、既に整備を済ませていただいているような地区もございましたので、その制度と同じ仕組みということで

2分の1の補助率ということで制度設計をさせていただいたところでございます。

#### ○ 森 康哲委員

質問と答弁がかみ合わないんですけれども、やはり、ちょっと委員長にお尋ねしますが、補助金の在り方として有効であると理事者は認識しておるわけですよ。有効であるにもかかわらず、お金がないところは出せませんよというのは非常に制度としては、よろしくないと思うんですが、委員長の見解をちょっとお聞きしたい。

#### ○ 樋口龍馬委員

私はお金があるとかないとかそれで買えやんだという話があるのかないのか自体は把握していないので分からないんですけど、別にそなん、連合自治会に聞いたらええだけですやろ、自主防災組織に。それって確認できないですか、各地区の自主防災組織。お金がなくて整備できないんですかというのを聞いてあげて、それが整備したいのであれば整備できるような新しい制度設計というのを考えていかなあかんと違うのかというのを今皆さんは言ってみえるんだと思うんですよ。

例えば、うちのすぐ近くの地区やと2町ですわ、一つの連合自治会で。その2町のところに、デジタル無線機が要るのというのは聞かなあかんと思うし、買うって言われたら使えるのってやっぱり聞いてあげなきゃいけないと思う。こういう使い方をすれば有効ですよという話をすればいいんだと思うんですけど、連合自治会で全世帯を合わせて1000世帯程度のところというのも幾つか地区としてはあるので、そこに果たしてデジタル無線機が要るのかどうかということも含めて、もう本当に顔の見える存在でしかないところで、避難してきて果たしてその無線でどういう情報をやり取りするのかという、要不要だとか必要なのかということは、危機管理監が言われるように各地区の事情によって違うと思うんですよ。思うんだけど、欲しいけど、買えへんというところがあるのかどうかって話をしているだけのことで、結構長尺にやり取りをしているんですけども、調べられないですか。

#### ○ 山口智也委員長

なので、先ほども答弁がありましたように、昨年度聞き取りを全部したと、全ての地区に。その内容なんですけれども、先ほど来から話があるように、なかなか欲しいけれども、

なかなか補助に手が出やんのやわというところがあるのかなのか、そういったところの詳しい話が見えないもんで、話が長引いているというふうに思うので、そこら辺の明確な答弁、分からないなら分からないで、そこまでは聞き取れていないんやったらそれをはっきり答弁していただいて、必要であれば、また、議会、理事者ともに考えていかなあかん話やという、今、樋口龍馬委員のお話やったと思いますけれども、もう一度、答弁いただければというふうに思います。

○ 伊藤危機管理室長

昨年度聞き取りした中で高額資機材を使わないと言われた地区、3地区については本当に要るか要らないかを確認をさせていただきたいと思います。その上で、また来年度どうしていくかというところも含めて検討していこうかなと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○ 山口智也委員長

ということで、今答弁いただきましたけれども、その確認をしていただくというところで、一旦この件については、どうでしょうか。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

まだ資料が来ていないでね。

そうしたら資料作成に少しまだお時間かかるようですので、どうでしょう、またあした再開にさせていただきますか。それか……。

○ 樋口龍馬委員

どれぐらいでできるか一回確認してもらったら。

○ 山口智也委員長

そうですね。確認をお願いします。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

そうしましたら、本日はこの程度とさせていただきます、また資料が整い次第、あしたの朝一から資機材の件は質疑を続けさせていただきます。

本日はこの程度といたします。

16 : 23 閉議